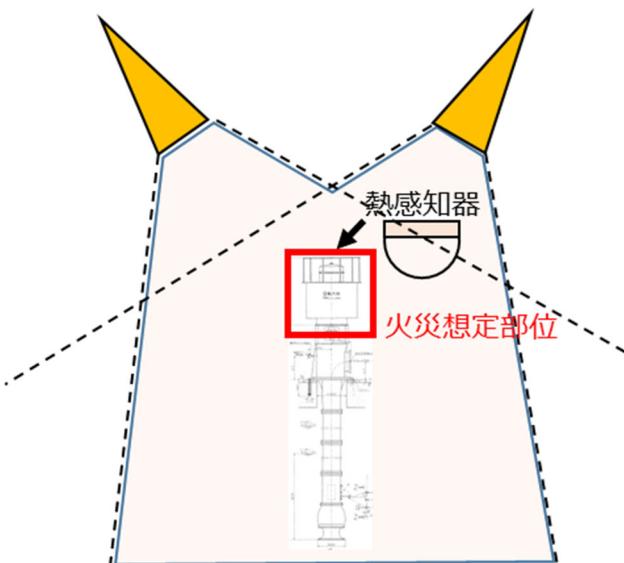


第3・6・1表 海水ボンブエリアにおいて使用する火災感知器の検討結果

感知方式		熱感知方式			炎感知方式		
火災感知器種類	アナログ式の熱感知器 (スボット型)	アナログ式で ない熱感知器 (スボット型)	差動分布型熱感 知器(熱電対式、 空気管式)	光ファイバー式 熱検出装置	熱サーモカメラ	アナログ式の 煙感知器 (スボット型)	アナログ式で ない煙感知器 (スボット型)
放射線の考慮 (改訂の防止)	○	○	○	○	○	○	○
環境条件の考慮 (耐候性、温度、空気流等 の考慮、感知生 活性の確保)	△	△	△	△	○	×	×
活性化の防止	○	○	○	○	○	○	○
操作性の確保	○	○	○	○	○	○	○
電源の確保	○	○	○	○	○	○	○
監視	○	○	○	○	○	○	○
環境施工性 (感知生の確保に必要な施 工工法)	○	○	○	○	△	△	△
評価	各感知方式で使 用する火災感知器	△ (熱が滞留する 場合に限る)	△ (熱が滞留する 場合に限る)	△ (熱が滞留する 場合に限る)	△ (熱が滞留する場 合に限る) (施工可能な場合に 限る)	×	×

○：運送可能 △：条件付きで運送可能 ×：運送することができない

※：熱が滞留する場合は、環境条件及び現場施工性を考慮して、アナログ式の熱感知器（防水型）  
を他の熱感知方式の火災感知器より優先使用



第3-6-1図 海水ポンプエリアの火災感知器設置概要図



第3-6-2図 海水ポンプエリアの火災感知器配置図

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3-7 空冷式非常用発電装置エリアの火災感知器設計について

本資料は、空冷式非常用発電装置エリアに設置する火災感知器の設計について説明する。火災防護審査基準に照らして、火災区域、区画の設定において、美浜3号機の空冷式非常用発電装置エリアは、空冷式非常用発電装置2台に対して1つの屋外の火災区域を設定している。

#### 3-7-1 空冷式非常用発電装置エリアの概要

空冷式非常用発電装置エリアは、空冷式非常用発電装置が設置される屋外エリアである。

空冷式非常用発電装置は、中間建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な離隔距離を持った位置に設置することで位置的分散を図る設計としている。また、火災区域は「危険物の規制に関する政令」によって要求される保有空地の幅を参考に、各空冷式非常用発電装置の周囲3mの範囲で設定している。

なお、空冷式非常用発電装置エリアは屋外であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではなく、今回のバックフィットの対象ではない。

#### 3-7-2 空冷式非常用発電装置エリアの火災感知器設計

エリアの環境条件及び設備の設置状況等をもとに火災感知器の選定、設計の考え方について説明する。消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。

なお、当該設計は再稼働時の既工認（美浜発電所第3号機：平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可）から変更はない。

##### (1) 火災感知器の選定

屋外の環境条件等を踏まえ、使用する火災感知器の検討結果を第3-7-1表に示す。第3-7-1表のとおり、空冷式非常用発電装置エリアにおいては、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることを踏まえ、1種類目は火災発生時に熱が滞留する場所を特定できないことから、エリア全体を監視できる熱サーモカメラを選定し、2種類目はアナログ式でない防水型の炎検出装置を選定する設計とする。

##### (2) 火災感知器の選定理由及び設置方法

1種類目の熱サーモカメラ及び2種類目のアナログ式でない防水型の炎検出装置を重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備である空冷式非常用発電装置に対して設置する設計とする。

なお、発火源となり得る設備とは、火花を発生する可能性のある設備及び高温となる

設備が対象であり、空冷式非常用発電装置が該当する。

空冷式非常用発電装置エリアの火災感知器配置図を第3-7-1図、火災受信機盤による監視画像を第3-7-2図に示す。

当該エリアにおいて、熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置の設置箇所や設置角度の関係から、監視範囲に入らない箇所（空冷式非常用発電装置の影となる部分）で火災が発生した場合でも、火災の発生及び進展により上昇する炎・熱を感じることで、空冷式非常用発電装置の火災を確実に感知することが可能であり、感知性に問題はない。

なお、アナログ式でない防水型の炎検出装置及び熱サーモカメラの感知性能については、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の感知性能）又は省令17条の8（炎感知器の感知性能）に基づき確認を行い、消防法施行規則に基づく熱アナログ式スポット型感知器又は炎感知器と同等の性能であることを確認している。（詳細は補足説明資料1-3を参照）

また、空冷式非常用発電装置起動時においては、排気筒が加熱され警報・プレ警報が発報することがある。しかしながら、空冷式非常用発電装置は手動で起動するため、起動に伴い排気筒が加熱され発報するタイミングは認識できており、中央制御室においては可視カメラ及びサーモカメラにて状況確認し、現地においては起動時の現地要員にて火災が発生していないことを確認できる。

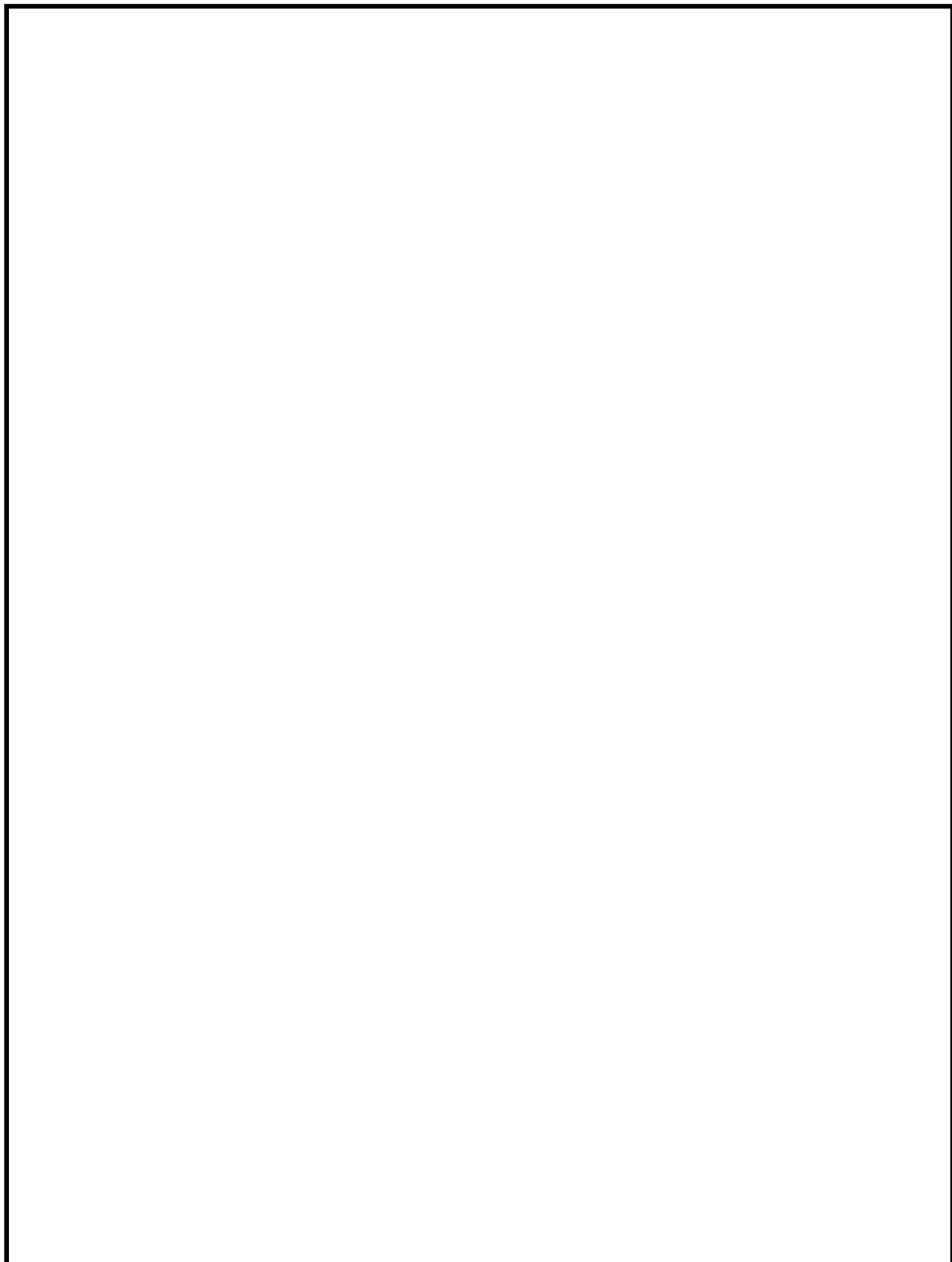
したがって、空冷式非常用発電装置起動時における発報については誤作動防止の観点から問題はない。

第3・7・1表 空冷式非常用発電装置エリアにおいて使用する火災感知器の検討結果

感知方式		熱感知方式			煙感知方式			炎感知方式	
火災感知器種類	アナログ式の熱感知器 (スボット型)	アナログ式で ない熱感知器 (スボット型)	差動分布型熱感 知器(熱電対式、 空気管式)	光ファイバー式 熱検出装置	熱サーモカメラ	アナログ式の 煙感知器 (スボット型)	アナログ式で ない煙感知器 (スボット型)	光電分離型 煙感知器 (非蓄積型)	空気吸引式の 煙検出装置
放射線の考慮 (改訂の防止)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境条件の考慮 (耐候性、温度、空気流等 の考慮(感知生 活性の確保))	△	△	△	△	○	○	×	×	○
活性物の防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○
操作性の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現地施工性 (感知生の確保に必要な施 工の施工性)	○	○	○	○	△	△	△	△	△
評価	各感知方式で使 用する火災感知器	△	△	△	(熱が滞留する場 合に限る)	(熱が滞留する場 合に限る)	△	△	(施工可能な場 合に限る)

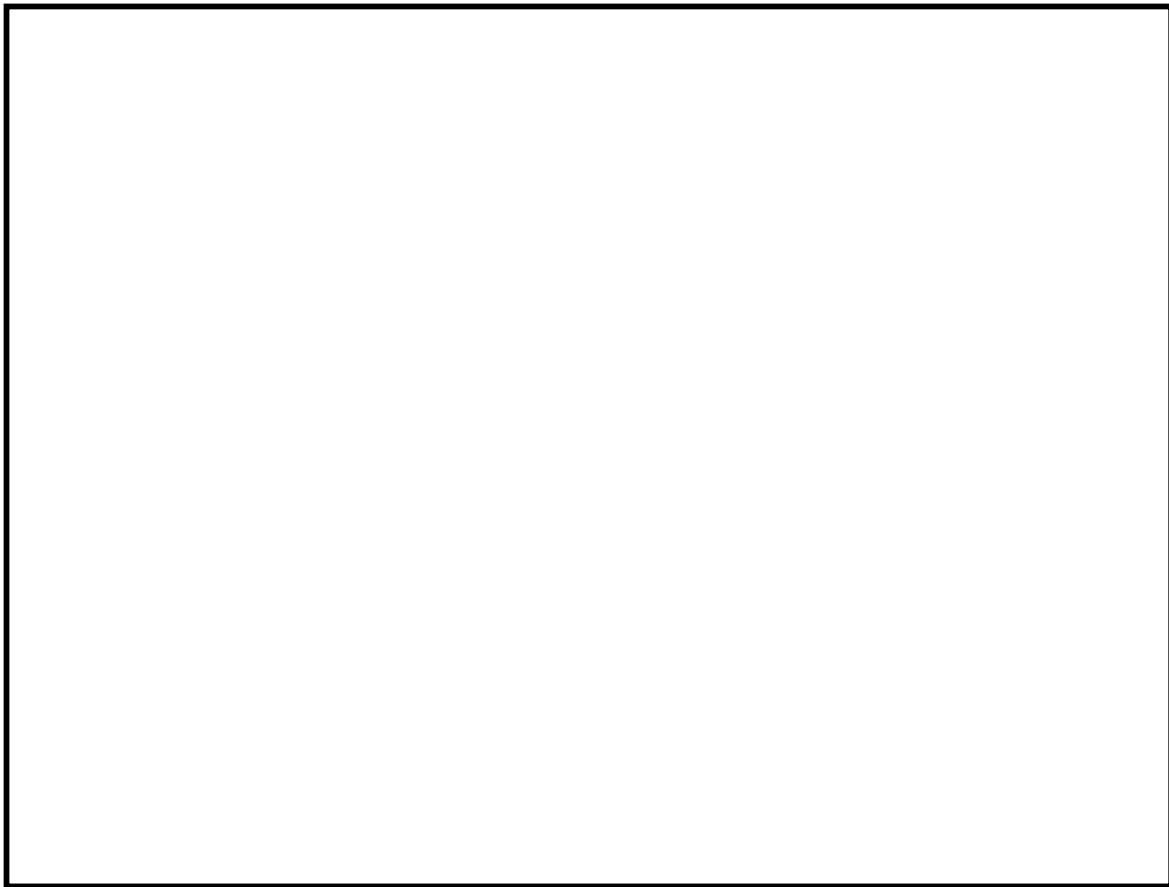
○：運送可能 △：条件付きで選定可能 ×：選定することができない

※：熱が滞留する場合は、環境条件及び現場施工性を考慮して、熱サーモカメラを他の熱感知方式の火災感知器より優先使用



第3・7・1図 空冷式非常用発電装置エリアの火災感知器配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-7-2図　火災受信機盤による監視画像

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3-8 燃料取扱エリアの火災感知器設計について

本資料は、燃料取扱建屋の燃料取扱エリアに設置する火災感知器（以下、感知器等という。）の設計について説明する。

火災防護審査基準における火災区域、区画の設定において、美浜3号機の燃料取扱エリアは1つの火災区画として設定しているものであるが、今回、感知器等の設計にあたって、燃料取扱エリア内の環境条件を考慮し、この火災区画を分割し、それぞれのエリア毎に設計する。

#### 3-8-1 燃料取扱エリアの概要

燃料取扱エリアは、燃料取扱設備である使用済燃料ピットクレーンや使用済燃料貯蔵設備である使用済燃料貯蔵槽、新燃料貯蔵設備である新燃料貯蔵庫、燃料体の輸送容器を取り扱うキャスクトレーラエリアを有する火災区画である。また、火災防護上重要な機器等は、使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫である。

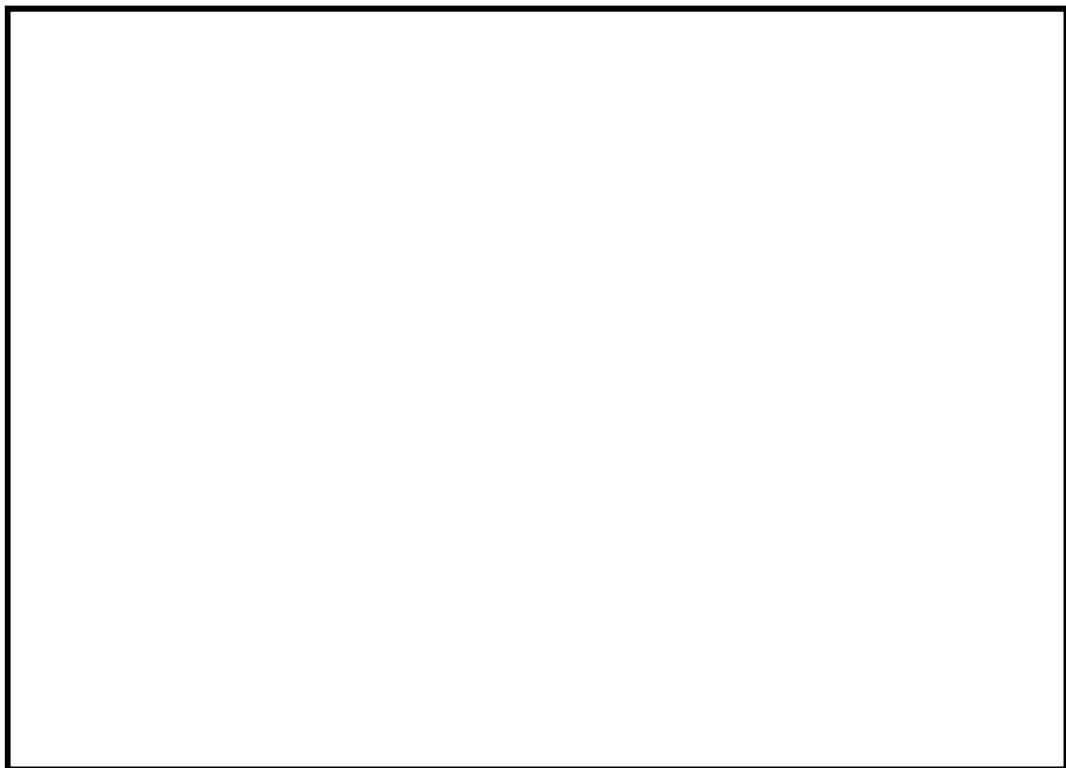
当該火災区画については、約半分のエリアがほう酸水で満たされた使用済燃料ピットエリアであり、残り半分のエリアは新燃料貯蔵庫やキャナルが存在する新燃料貯蔵庫エリアとなっている。

また、天井高さはオペレーティングフロアを床面として、使用済燃料ピットエリア側の取付面の高さが8m以上20m未満の8.35mであり、新燃料貯蔵庫エリア側が消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ（20m）以上の20.43mであることから、第3-8-1図及び第3-8-2図に示す燃料取扱エリアの概要図及び現場状況のとおり、大きく2つのエリアに区別することができる。

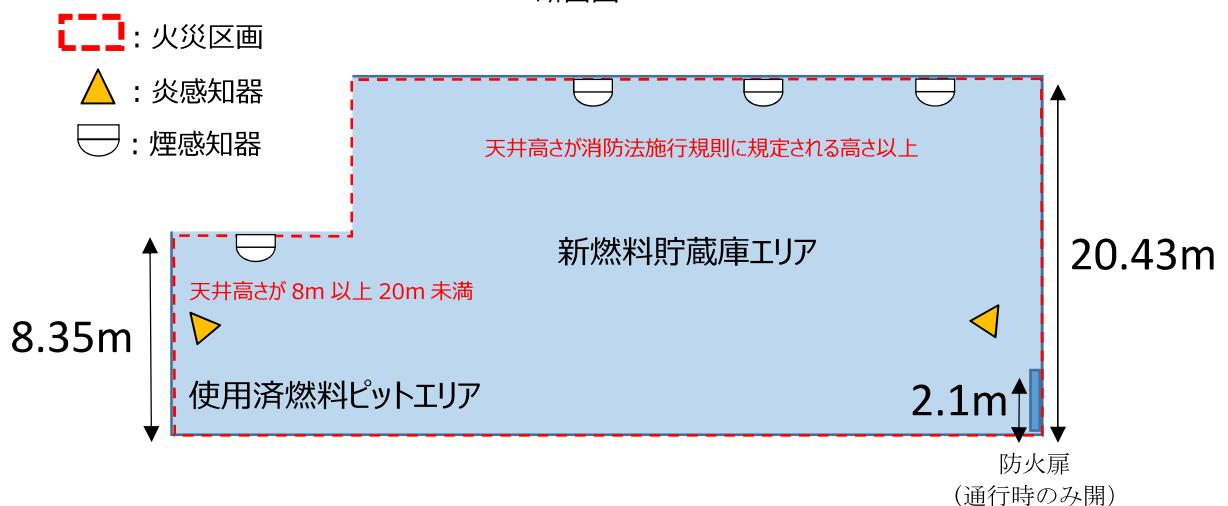
なお、使用済燃料ピットエリアにおける使用済燃料ピット水面、及び新燃料貯蔵庫エリアにおける新燃料貯蔵庫他ピット床面は、第3-8-2図の通り、オペレーティングフロアよりエレベーションが下であるが、水張りしているピットの水面又は水張りしていないピットの床面から天井高さを算出したとしても、使用済燃料ピットエリアは天井高さが8m以上20m未満、新燃料貯蔵庫エリアは天井高さが20m以上で変更はなく、感知器設計に影響はない。

- ① 使用済燃料ピットエリア：消防法施行規則通りに感知器が設置可能な一般エリア
- ② 新燃料貯蔵庫エリア：高天井エリア

平面図

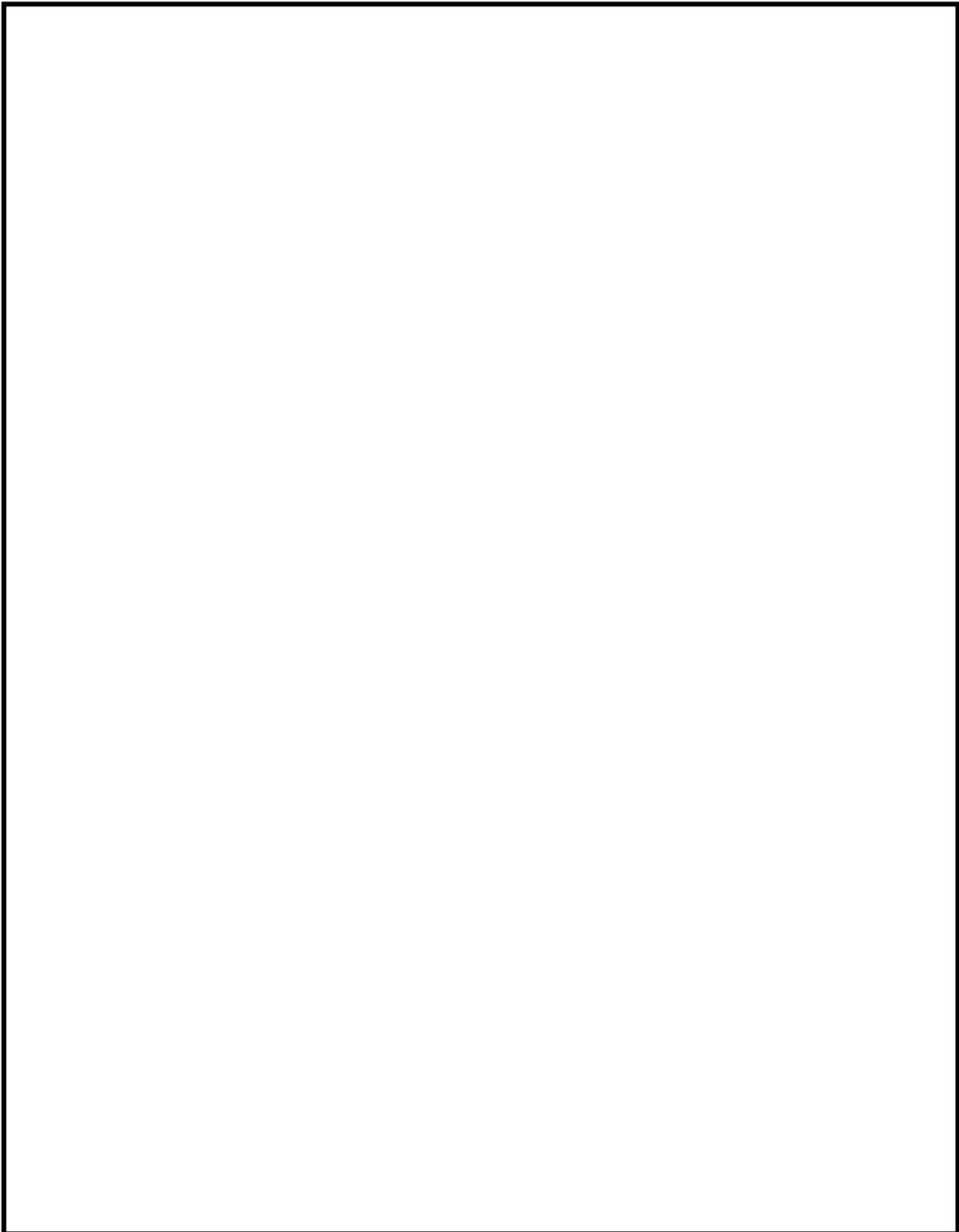


断面図



第 3-8-1 図 燃料取扱エリアの概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

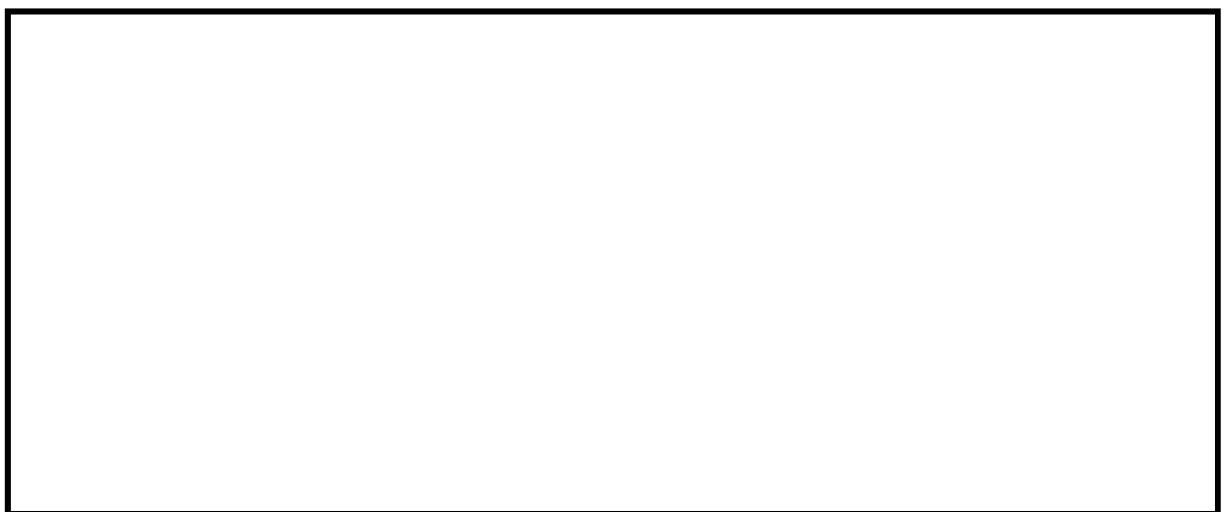


第 3-8-2 図 燃料取扱エリアの現場状況 (1/3)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



平面図



- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ① 使用済燃料ピット（水面高さ：床面-0.4m） | ④ 除染ピット（水張なし） |
| ② 燃料検査ピット（水面高さ：床面-0.4m）  | ⑤ 新燃料貯蔵ピット    |
| ③ キャスクピット（水面高さ：床面-0.4m）  |               |

A-A'断面図

第3-8-2図 燃料取扱エリアの現場状況 (2/3)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



B-B'断面図

第 3-8-2 図 燃料取扱エリアの現場状況（3/3）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3・8・2 燃料取扱エリアの火災感知器設計

3・8・1 項で大別した①、②それぞれのエリアについて、そのエリア内の環境条件をもとにそれぞれの火災感知器の選定、設計の考え方について説明する。

#### (1) 使用済燃料ピットエリア

使用済燃料ピットエリアは、一般エリアとして火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により感知器等を設置できるため、天井高さを考慮し、アナログ式の煙感知器とアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。

#### (2) 新燃料貯蔵庫エリア

##### イ. 設置する感知器等

高天井エリアの環境条件等を踏まえ、使用する火災感知器の検討結果を第 3・8・1 表に示す。第 3・8・1 表のとおり、高天井エリアにおいては、様々な感知器等が使用可能であるが、新燃料貯蔵庫エリアの現場施工性を考慮して、1 種類目はアナログ式の煙感知器、2 種類目はアナログ式でない炎感知器を設置する。

##### ロ. 感知器等の選択理由及び設置方法

新燃料貯蔵庫は天井高さが床面から 20m 以上のエリアであり、炎感知器の設置は可能であるが、煙感知器と熱感知器は取付面の高さが消防法施行規則第 23 条第 4 項で規定される高さ以上そのため、消防法施行規則第 23 条第 4 項第一号イにより設置することが適切ではないため、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法又は設計基準①を満足する方法で設置することができない。

また、新燃料貯蔵庫エリアのうち、新燃料貯蔵ピットは蓋で覆われており、かつ、ピット内に障害物となる新燃料ラックが設置されているため、障害物により有効に火災の発生を感知できず、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号の 4 ハを満足するよう設置することができないことから、炎感知器についても新燃料ラックが設置されている場所に対して火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法又は設計基準①を満足する方法で設置することができない。なお、新燃料貯蔵ピットの蓋は開閉することから、感知器等の設置に適さない。

従って、1 種類目のアナログ式の煙感知器は、煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置し、2 種類目のアナログ式でない炎感知器は、エリア内の床面、新燃料貯蔵ピット以外のピットの水面及び床面に対して消防法施行規則どおりに設置した上で、障害物となる新燃料ラック設置場所の上面を網羅的に監視できるように設置することにより火災を感知し、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。

ここで、煙の流路上で有効に火災を感知できる場所とは、感知器の設置及び保守点検に懸念がないエリア内の最も高い場所（天井面）及び空気の流れを考慮した煙の流

路上とし、床面を網羅的に監視できるよう天井面にアナログ式の煙感知器を設置するとともに、同一火災区画内の隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用することにより火災を感知し、設計基準②を満足する設計とする。兼用する煙感知器の配置図を第3-8-3図に示す。

#### ハ. 感知器等の設置場所について

新燃料貯蔵庫エリアの天井高さは20m以上であり、消防法施行規則第23条第4項に規定される高さ以上であるが、天井面への感知器の設置及び保守点検は可能であり、火災により発生した煙が上昇し、天井面に煙が溜まる場合は感知できることから、天井面に煙感知器を設置する設計とする。また、空気の流れを考慮した煙の流路上となる隣接エリアに消防法施行規則どおり設置する煙感知器を兼用する設計とする。なお、天井面に設置する煙感知器は、取付面の高さ以外は消防法施行規則第23条第4項七に準じ、梁等の配置を考慮し、 $75\text{m}^2$ につき1個以上設置する設計とする。当該エリアに設置する煙感知器の配置図を第3-8-3図に示す。

### 二. 設計基準を満足できる理由

新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画には、原子炉の安全停止に必要な機器等は設置されていないが、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設は設置されている。放射性物質が漏えいした場合でも、建屋をバウンダリとした当該火災区画外にある廃液処理系統及び換気空調系統により管理区域外への放射性物質の放出を防止することが可能である。また、重大事故等対処施設が当該エリア内にはないこと、並びに重大事故等対処施設が設置されている同一火災区画内の隣接エリアは火災感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する設計としていることから、同一火災区画内において重大事故等の対処に必要な機能を確保することが可能である。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動につなげ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。

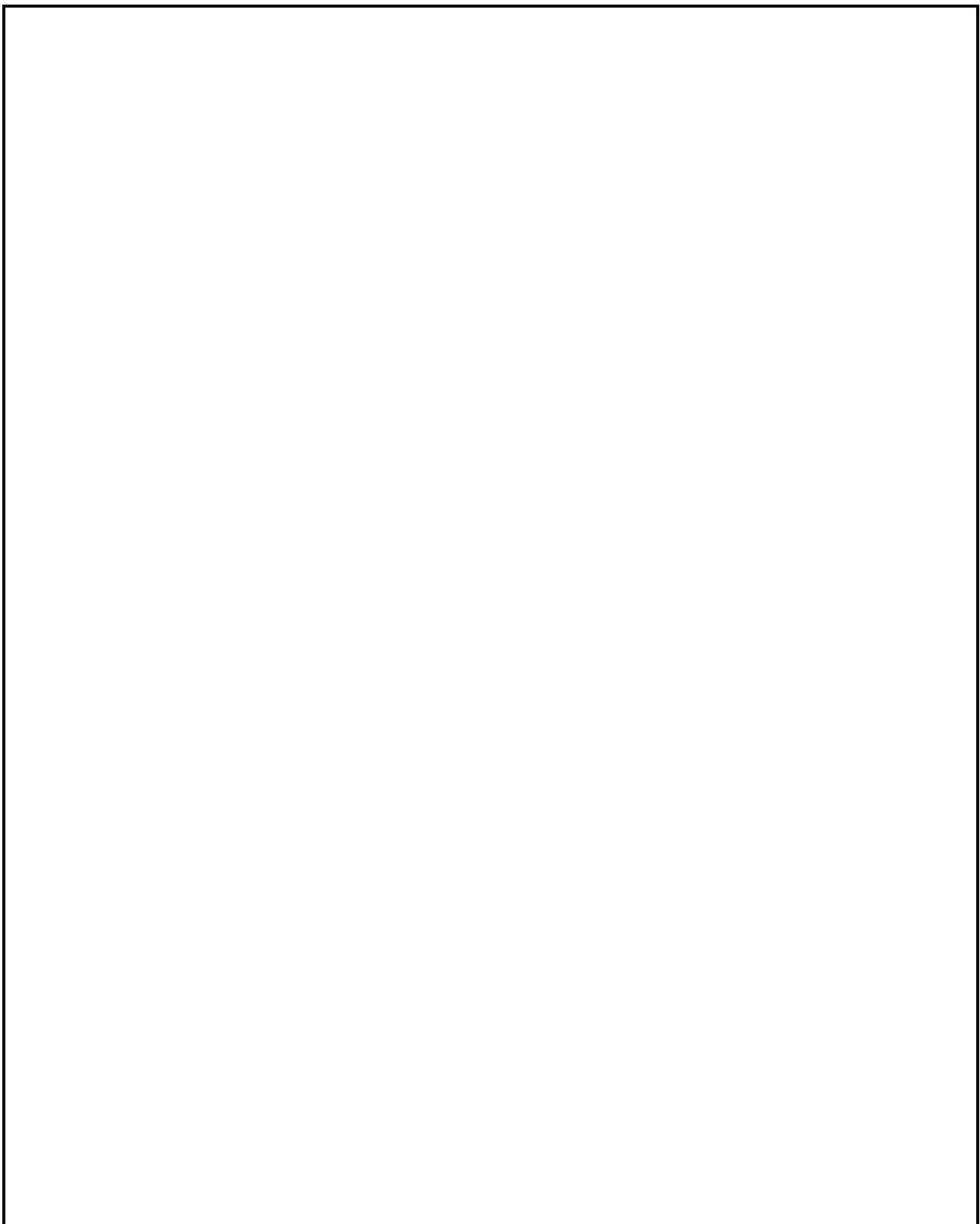
なお、当該エリアに設置している主要な設備は、第3-8-2図に示すとおり、新燃料ラック、新燃料エレベータ、燃料外観検査装置（水中テレビ装置）、燃料移送装置及び補助建屋クレーンがあるが、以下のとおり発火源ではない整理としている。

新燃料ラックは不燃物に該当し、新燃料エレベータ、燃料外観検査装置（水中テレ

ビ装置)及び燃料移送装置は使用時以外は通電していない(電源断としている)ため、使用時以外は火花を発生する可能性のある設備及び高温となる設備に該当しないことから発火源とはならず、使用時は発火源となり得るが作業責任者及び作業者が配置されているため、万一火災が発生したとしても早期に発見が可能である。また、補助建屋クレーン本体は同エリア上部の天井付近に設置されているが、使用時以外は通電していない(電源断としている)ため、使用時以外は火花を発生する可能性のある設備及び高温となる設備に該当しないことから発火源とはならず、使用時は発火源となり得るが作業責任者及びクレーン操作者等が配置されているため、万一火災が発生したとしても、早期に発見が可能である。

新燃料貯蔵庫エリアにおいて使用する火災感知器の検討結果 第3-8-1表

※環境条件及び現場施工性を考慮して、アナログ式の熱感知器を他の熱感知器より優先使用する。また、火災警報機は、火災感知器より優先使用する。



第3・8・3図 燃料取扱エリアに設置するアナログ式の煙感知器の配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

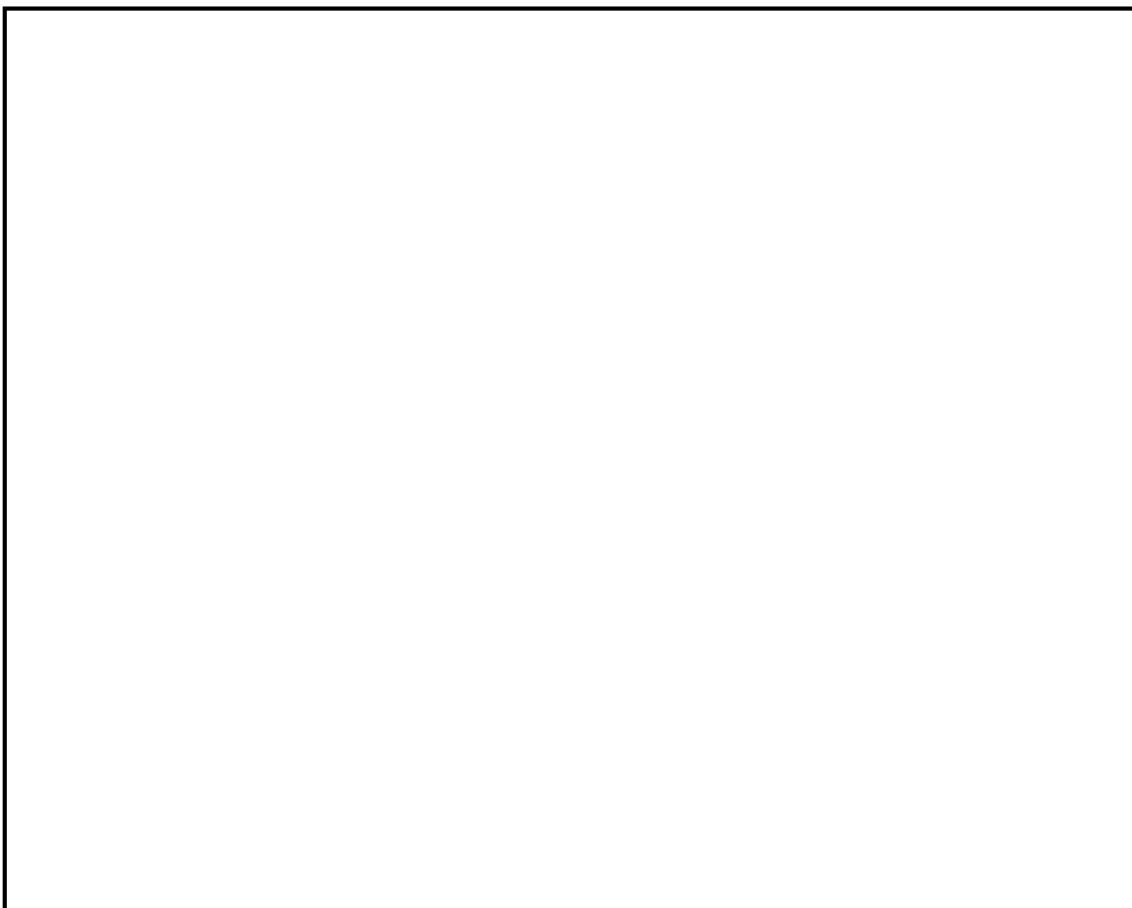
### 3・8・3 燃料取扱エリアを含む火災区画の放射性物質の放出防止機能について

当該エリアを含む火災区画において、放射性物質を貯蔵する機器等が火災の影響を受け、その機能を喪失した場合においても、以下の系統により建屋をバウンダリとして管理区域外への放射性物質の放出を防止することができる。

#### (1) 廃液処理系統

燃料取扱エリアを含む火災区画における廃液処理系統は、主要な機器として補助建屋サンプタンク及び補助建屋サンプポンプにて構成されるドレンサンプ排水関係の系統である。当該系統の系統図を第3・8・4図に示す。

補助建屋サンプタンク及び補助建屋サンプポンプは、第3・8・5図のとおり、使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画 [ ] とは別の火災区画 [ ] に設置されていることから、使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画内で火災が発生したとしても、火災区画内で火災の影響を限定することができれば、火災によりその機能を喪失することはない。



第3・8・4図 系統図（廃液処理系統 一部）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3・8・5図 廃液処理系統（補助建屋サンプ関係）配置図

## （2）換気空調系統

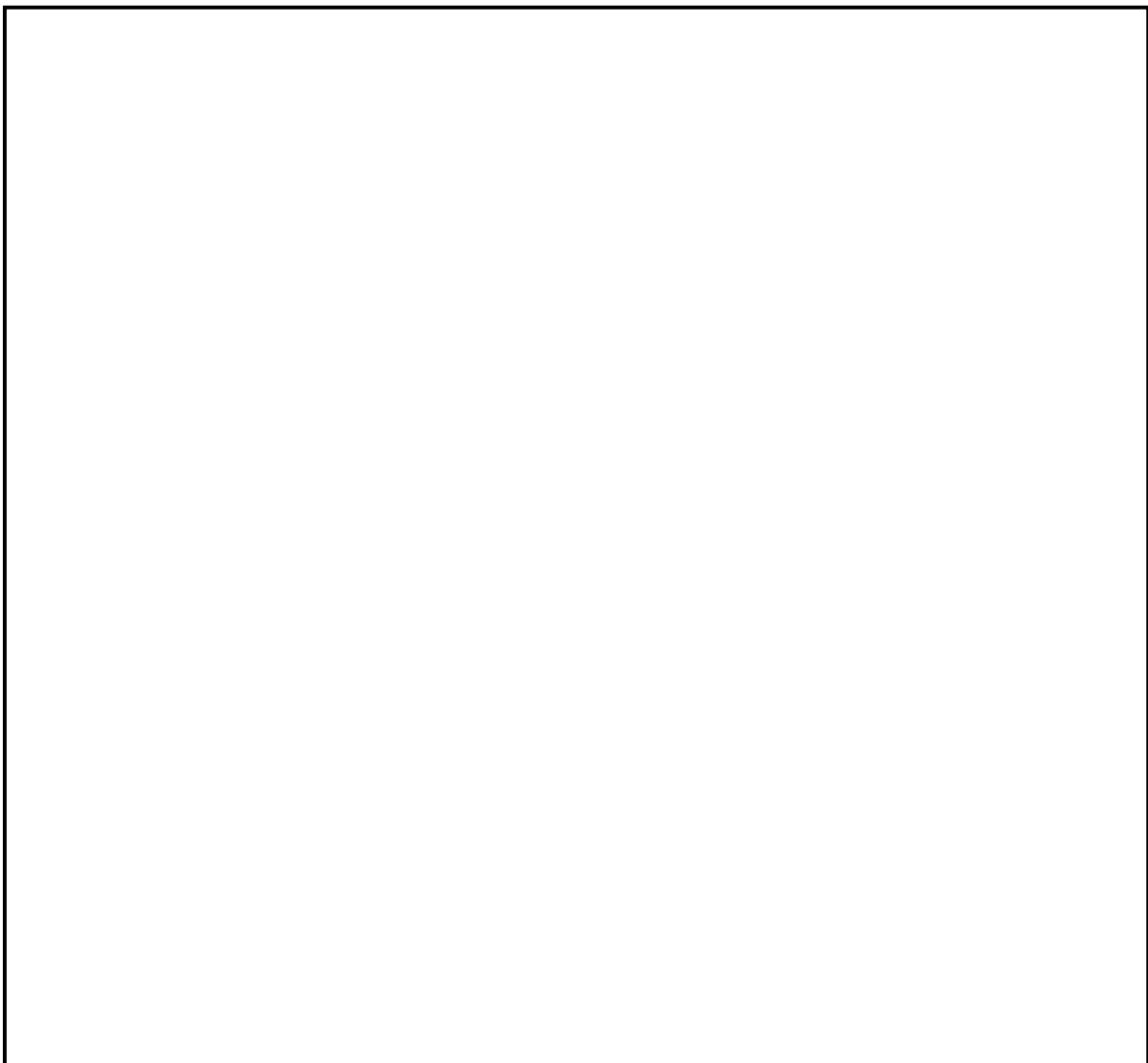
燃料取扱エリアを含む火災区画における換気空調システムは、主要な機器として補助建屋送気ファン及び補助建屋排気ファンにて構成される換気空調のシステムである。当該システムの系統図を第3・8・6図に示す。

補助建屋送気ファン及び補助建屋排気ファンは、第3・8・7図のとおり、使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画 [ ] とは別の火災区画 [ ] に設置されていることから、使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアを含む火災区画内で火災が発生したとしても、火災区画内で火災の影響を限定することができれば、火災によりその機能を喪失することはない。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3・8・6図 系統図（換気空調系統 一部）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3・8・7図 換気空調系統（補助建屋送排気関係）配置図

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3・9 水蒸気が多量に滞留するエリアの火災感知器設計について

本資料は、水蒸気が多量に滞留するエリアの火災感知器の設計について、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足するよう火災感知器を設置する設計について説明するものである。

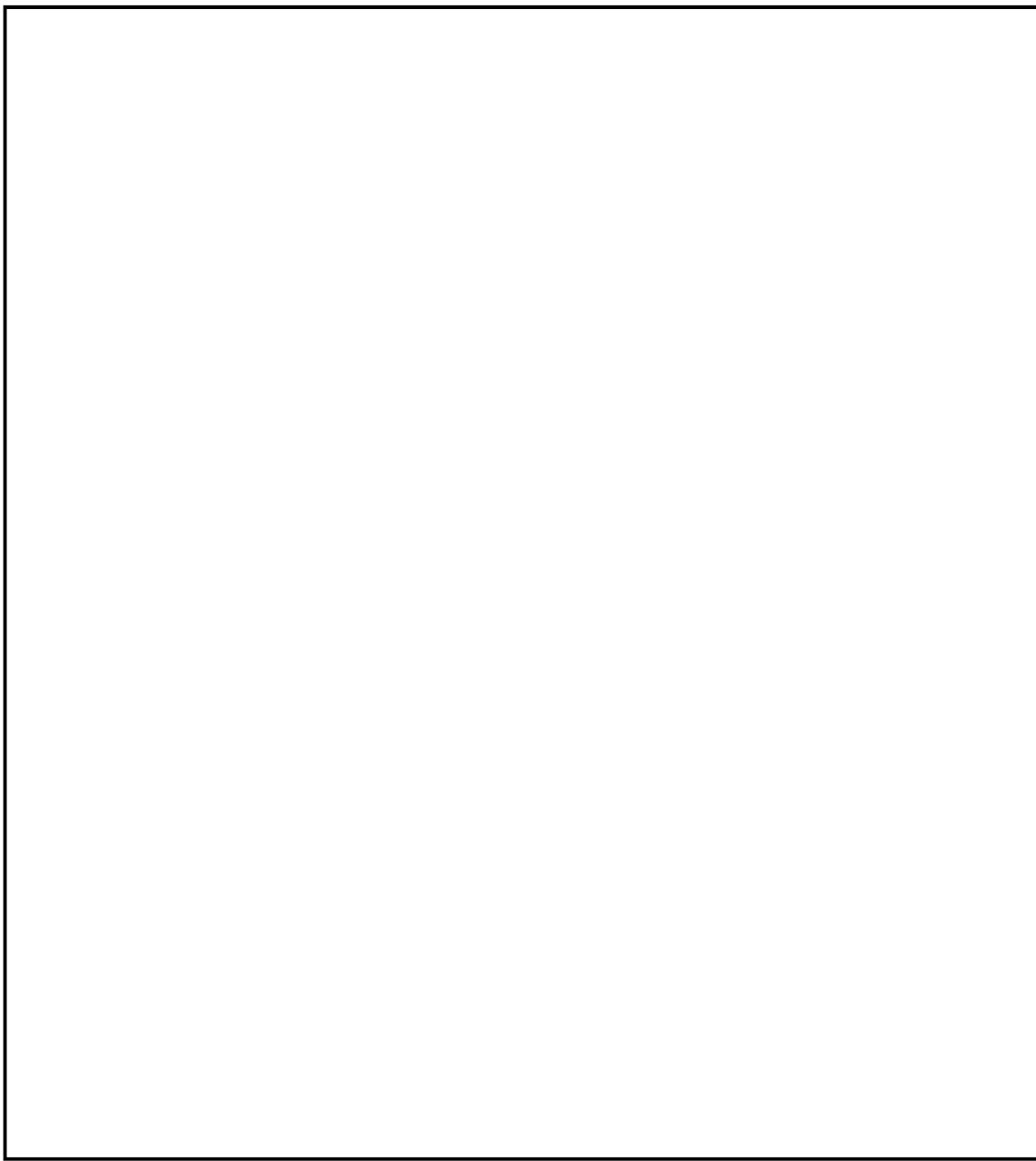
#### 3・9・1 水蒸気が多量に滞留するエリアの概要

火災区域内において水蒸気が多量に滞留するエリアは、管理区域への出入管理室付近で除染等の都度使用するホットシャワー室、第 2 固体廃棄物処理建屋及びアスファルト固化建屋のシャワー室が該当し、人が常駐するエリアではない。

シャワー室は、当初、昭和 44 年 7 月 7 日消防予第 190 号に基づき感知器を設置しない方針としていたが、無窓階に該当するため設置が必要であることを確認したため、感知器を設置することとした。

ホットシャワー室及び第 2 固体廃棄物処理建屋のシャワー室は、隣接エリアとコンクリート壁で区切られており、入口扉は常時閉止している。また、天井は梁等がない構造となっており、浴室上部に建屋空調の換気口があり、出入管理室排気ファンまたは第 2 固体廃棄物処理建屋排気ファンにより 24 時間連続換気となっている。第 3・9・1 図にホットシャワー室配置図及び換気空調系統図、第 3・9・2 図に現場状況（写真）を示す。また、第 3・9・3 図に第 2 固体廃棄物処理建屋のシャワー室配置図及び換気空調系統図、第 3・9・4 図に現場状況（写真）を示す。

アスファルト固化建屋のシャワー室は、隣接エリアとコンクリート壁で区切られており、入口はカーテンで仕切られている。また、天井は梁等がない構造となっており、浴室に建屋空調の換気口はない。第 3・9・5 図にアスファルト固化建屋のシャワー室配置図、第 3・9・6 図に現場状況（写真）を示す。



第3・9・1図 ホットシャワー室配置図及び換気空調系統図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<ホットシャワー室>



第3・9・2図 ホットシャワー室配置図及び現場状況

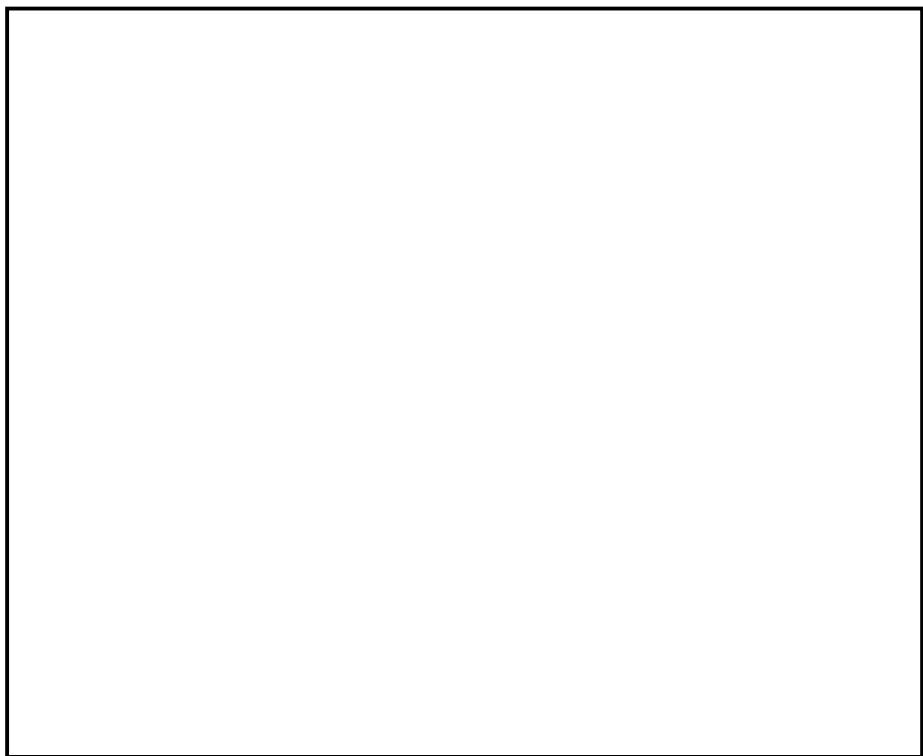


第3・9・3図 第2固体廃棄物処理建屋のシャワー室配置図及び換気空調系統図



第3・9・4図 第2固体廃棄物処理建屋のシャワー室配置図及び現場状況

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3・9・5図 アスファルト固化建屋のシャワー室配置図



第3・9・6図 アスファルト固化建屋のシャワー室配置図及び現場状況

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3・9・2 水蒸気が多量に滞留するエリアの火災感知器設計

#### (1) 火災感知器の選定

水蒸気が多量に滞留するエリアで使用する火災感知器の検討結果を第3・9・1表に示す。シャワー室は、水蒸気が多量に滞留するエリアであり、1種類目の火災感知器はアナログ式の煙感知器を選定し、2種類目の火災感知器は消防法施行規則第23条4項に従い、水蒸気が多量に滞留する環境下でも使用可能なアナログ式の防水型の熱感知器を選定する設計とする。

#### (2) 火災感知器の選定理由及び設置方法（ホットシャワー室及び第2固体廃棄物処理建屋のシャワー室）

1種類目のアナログ式の煙感知器については、シャワー室は水蒸気が多量に滞留する場所であり、消防法施行規則第23条第4項第一号二及びホにより、熱感知器以外の火災感知器を設置することは適切でないことから、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法又は設計基準①を満足する方法で設置することができない。このため、換気空調設備の停止又は火災の規模拡大に伴い、シャワー室入口扉の隙間又はガラリ部から外に煙が流出する状況を踏まえ、火災によって発生した煙が流れ込む同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、火災により発生した煙が流れ込む同一火災区画内の隣接するエリアである出入管理室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用することにより火災を感知し、設計基準②を満足するよう設置する設計とする。

なお、設計基準②を満足するために必須ではないが、シャワー室内は出入管理室排気ファンまたは第2固体廃棄物処理建屋排気ファンにより24時間連続換気となっており、シャワー室入口扉外側に流出する煙の量が少ないことを考慮し、シャワー室で発生した火災をより早期に感知できるよう、水蒸気の影響を受けないシャワー室入口扉外側にアナログ式の煙感知器を自主設置する設計とする。

2種類目のアナログ式の防水型の熱感知器は、消防法施行規則第23条第4項に従いシャワー室内に設置する設計とする。

#### (3) 火災感知器の選定理由及び設置方法（アスファルト固化建屋のシャワー室）

1種類目のアナログ式の煙感知器については、シャワー室は水蒸気が多量に滞留する場所であり、消防法施行規則第23条第4項第一号二及びホにより、熱感知器以外の火災感知器を設置することは適切でないことから、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法又は設計基準①を満足する方法で設置することができない。このため、火災の規模拡大に伴い、シャワー室入口カーテンの隙間から外に煙が流出する状況を踏まえ、火災によって発生した煙が流れ込む同一火災区画内の隣接エリアに

設置する煙感知器を兼用する設計とし、火災により発生した煙が流れ込む同一火災区画内の隣接するエリアである更衣室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用することにより火災を感知し、設計基準②を満足するよう設置する設計とする。

なお、設計基準②を満足するために必須ではないが、シャワー室で発生した火災をより早期に感知できるよう、水蒸気の影響を受けないシャワー室入口カーテン外側にアナログ式の煙感知器を自主設置する設計とする。

2種類目のアナログ式の防水型の熱感知器は、消防法施行規則第23条第4項に従いシャワー室内に設置する設計とする。

第3-9-1表 水蒸気が多量に滞留するエリアにおける感知器の選定

感知方式	熱感知方式						煙感知方式			炎感知方式
	火災感知器種類	アナログ式の熱感知器 (スポット型)	アナログ式で ない熱感知器 (スポット型)	差動分布型熱感知 器(熱電対式、空 気管式)	光ファイバー式 熱検出装置	熱サーモカメラ	アナログ式で ない煙感知器 (スポット型)	アナログ式で ない煙感知器 (非蓄積型)	空気吸引式の 煙検出装置	
放射線の防護 (故障の防護)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境条件の考慮 (取付面高さ、温度、空気流速の考慮(感知性能の確保))	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
誤作動の防止	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
網羅性の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電源の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現場施工性 (網羅性の確保 施工の成立性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開通項目 (各感知方式で使 用する火災感知器 評価)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×

※:アナログ式の熱感知器は、アナログ式でない熱感知器より優先使用

(4) 設計基準を満足できる理由（ホットシャワー室及び第2固体廃棄物処理建屋のシャワー室）

シャワー室内には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は設置されていない。

シャワー室で火災が発生した場合、煙についてはシャワー室入口扉が常時閉止状態で、室内の換気口は24時間連続運転している建屋の換気空調設備に接続されているため、換気口から排気筒又は排気口を通じて外部に排出される。さらに、換気空調設備の停止又は火災規模拡大に伴い、通常時は吸気口となっているシャワー室入口扉の隙間又はガラリ部から外に煙が流出する状況となることから、同一火災区画内の隣接するエリアである出入管理室に設置する煙感知器を兼用することで火災を感知することが可能である。また、熱についてはシャワー室内の熱感知器にて火災を早期に感知できる。

シャワー室を含む火災区画には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は設置されていない。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動につなげ、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができる。また、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができることから、設計基準②を満足していると評価する。

なお、設計基準②を満足するために必須ではないが、シャワー室入口扉の外側にアナログ式の煙感知器を設置する設計については、シャワー室入口扉外側に流出する煙の量が少ないことを考慮すると、より早期に火災を感知する効果が期待できる。

(5) 設計基準を満足できる理由（アスファルト固化建屋のシャワー室）

シャワー室内には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は設置されていない。

シャワー室で火災が発生した場合、煙についてはシャワー室入口がカーテンで仕切られており、カーテンの隙間から外に煙が流出する状況となることから、同一火災区画内の隣接するエリアである更衣室に設置する煙感知器を兼用することで火災を感知することが可能である。また、熱についてはシャワー室内の熱感知器にて火災を早期に感知できる。

シャワー室を含む火災区画には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は設置されていない。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動につなげ、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができる。また、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができることから、設計基準②を満足していると評価する。

なお、設計基準②を満足するために必須ではないが、シャワー室入口カーテンの外側にアナログ式の煙感知器を設置する設計については、より早期に火災を感知する効果が期待できる。

以上

### 3-10 廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアの火災感知器設計について

本資料は、廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアにおける火災感知器の設計について説明する。

火災防護審査基準に照らして、火災区域、区画の設定において、美浜3号機の廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアはそれぞれ1つの火災区画の一部として設定している。

今回、火災感知器の設計にあたっては、その環境条件及び機器の設置条件等を踏まえて個別に火災感知器の設計を行う。

#### 3-10-1 廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアの火災感知器設計

廃樹脂タンクエリア及び廃樹脂貯蔵タンクエリアは、それぞれ一つの火災区画であり、当該の火災区画はコンクリート壁で囲まれており、タンクは金属製で、かつタンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっていること及び可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。また、可燃物を置かない運用については、保安規定に定めて管理する。

また、廃樹脂供給タンクエリアは、火災区画の一部のエリアであり、当該エリアはコンクリート壁で囲まれており、タンクは金属製で、かつ、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっていること及び可燃物を置かず、発火源がない設計とすること（当該エリアは施錠管理を実施しており、普段人が立ち入ることはない。またエリア内には照明が設置されているが、常時「切」の運用であり、立入りによる点灯時は、人による監視が可能である。さらに点検時等における持ち込み可燃物は、退出時にエリア外へ持ち出される）から、火災が発生するおそれはない。また、可燃物を置かない運用については、保安規定に定めて管理する。

従って、廃樹脂タンクエリア、廃樹脂貯蔵タンクエリア及び廃樹脂供給タンクエリアは、技術基準規則第11条及び第52条の本文に照らして、設計基準対象施設が火災によりその安全性を損なわれない環境条件及び重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない環境条件であることから、火災感知設備を設置しない設計とする。

なお、当該の火災区画は前述のタンク以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設ではなく、万一、火災の発生を想定しても当該火災区画内の金属製タンクの放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能が火災により損なわれることなく、また、隣接する火災区画との境界はコンクリート壁で分離されていることから、当該火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災に

より損なわれることはない。

廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクの現場状況を第3-10-1図に示す。また、廃樹脂タンクの機器配置を第3-10-2-1図、廃樹脂貯蔵タンクの機器配置を第3-10-2-2図、廃樹脂供給タンクの機器配置を第3-10-2-3図に示す。



(①廃樹脂タンク)



(②照明灯)

#### 廃樹脂タンクエリア



(①廃樹脂貯蔵タンク)



(②照明灯)

#### 廃樹脂貯蔵タンクエリア



(①廃樹脂供給タンク上部)



(②廃樹脂供給タンク下部)



(③照明灯)

#### 廃樹脂供給タンクエリア

第3-10-1図 廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクの現場状況

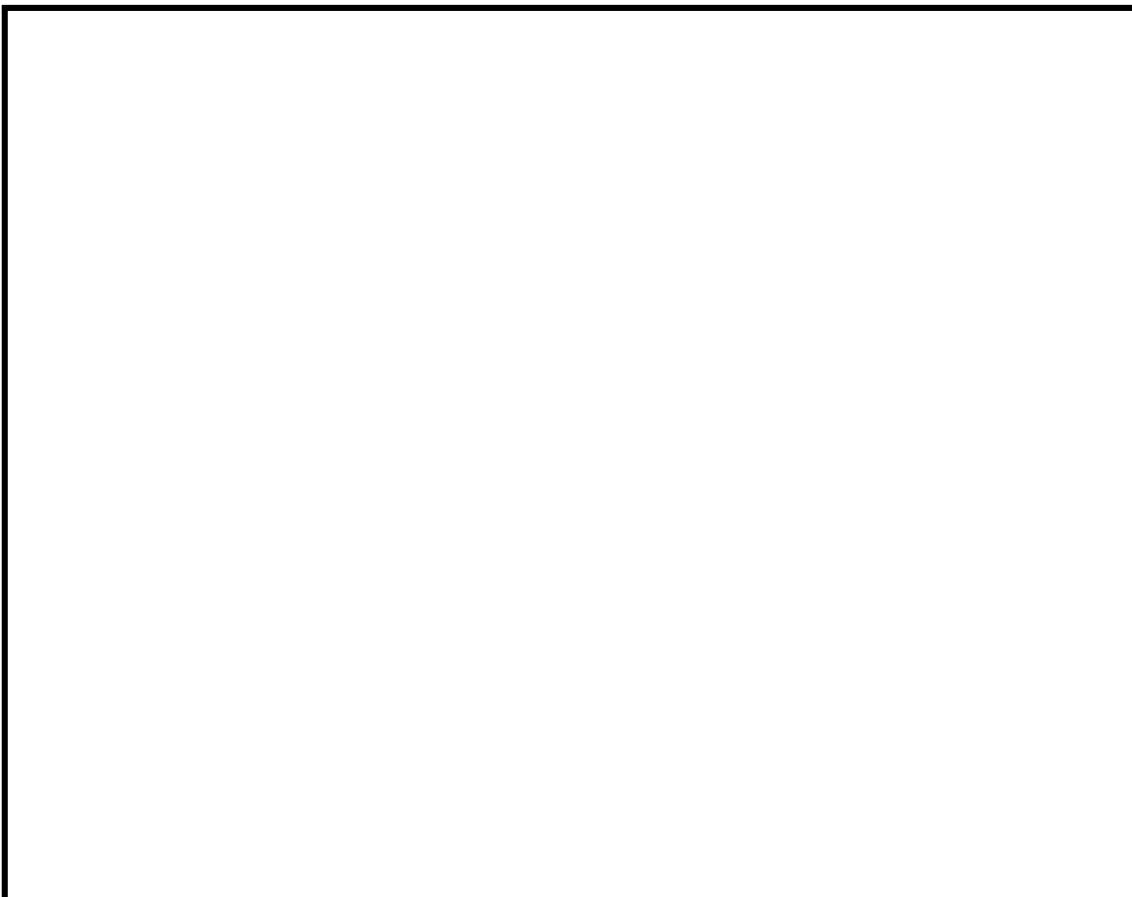


第 3-10-2-1 図 廃樹脂タンクエリアの機器配置図



第 3-10-2-2 図 廃樹脂貯蔵タンクエリアの機器配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 3-10-2-3 図 廃樹脂供給タンクエリアの機器配置図

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3-11 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について

本資料は、放射線量が高い場所を含むエリアのうち、作業員の被ばくの観点から放射線量が高い場所において使用可能な感知器及び感知器と同様の機能を有する機器（以下、検出装置という。）を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下、火災防護審査基準という。）**2.2.1(1)②**に定められた方法で設置することができない①原子炉格納容器ループ室、②加圧器室、③インコアモニタチエス室、⑧冷却材脱塩塔室、⑫燃料ピットフィルタ室及び⑯廃液ホールドアップタンク室の感知器設計について、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準（以下「技術基準規則」という。）への適合性を説明するものである。

#### 1. これまでの経緯

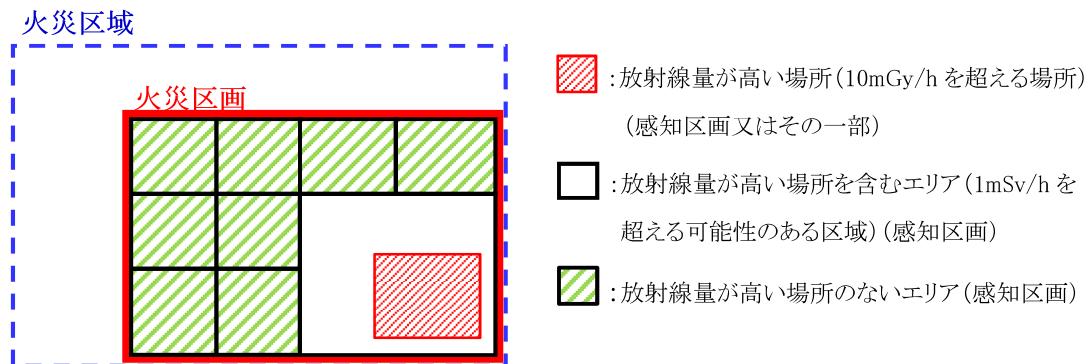
##### (1) 放射線量が高い場所を含むエリアの設定と整理について

本申請においては、火災防護審査基準の改正により、感知器及び検出装置（以下、感知器等という。）の設置にあたり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上 の方法で設置するという要求事項が明確化されたことを踏まえ、再稼働時の既工認（美浜発電所第3号機：平成26年10月26日付け原規規発第16102161号にて認可）にて設定した火災区域及び火災区画について、火災防護審査基準**2.2.1(1)②**に定められた方法により異なる感知方式の感知器等を設置する設計としている。

管理区域内の放射線量が高い場所については、感知器等が故障する知見があること、並びに感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくが懸念されることを踏まえ、感知器等の設置場所における放射線量を考慮して設計を行う必要があるため、保安規定及びその下部規定の放射線・化学管理業務要綱にて区分3（1mSv/hを超える可能性のある区域）と定める場所を含むエリアを「放射線量が高い場所を含むエリア」と定義し、各エリアの設計を実施している。

具体的には、①原子炉格納容器ループ室、②加圧器室、③インコアモニタチエス室、④抽出水再生クーラ室、⑤燃料ピット脱塩塔室、⑥蒸りゅう液脱塩塔室、⑦脱ほう素塔室、⑧冷却材脱塩塔室、⑨冷却材カチオン塔室、⑩ホールドアップタンクカチオン塔室、⑪ホールドアップタンク脱塩塔室、⑫燃料ピットフィルタ室、⑬燃料ピットスキマフィルタ室、⑭冷却材フィルタ室、⑮キャビティフィルタ室、⑯封水注入フィルタ室、⑰蒸りゅう液フィルタ室、⑲ほう酸濃縮液フィルタ室、⑲イオン交換器フィルタ室、⑳封水フィルタ室、㉑廃液ホールドアップタンク室、㉒硫酸回収器・溶離器室、㉓蒸発器室、㉔濃縮廃液タンク室、㉕中和タンク室、㉖廃液供給ポンプ・濃縮液ポンプ室及び㉗第4廃棄物庫庫内のドラム缶貯蔵エリアが区分3に分類されることから、「放射線量が高い場所を含むエリア」に設定した。

放射線量が高い場所を含むエリアのイメージ図を第3-11-1図に示す。



第3-11-1図 放射線量が高い場所を含むエリアのイメージ図

## (2) 放射線量が高い場所における感知器の設計について

放射線量が高い場所に設置している感知器等の過去の故障実績、原因調査及び文献調査を行い、使用可能な感知器等の種類、各エリアの干渉物の状況、感知器等の設置又は保守点検時の作業性及び作業員の被ばくを考慮し、現場施工の成立性を検討した。特に作業員の被ばくについては、電離放射線障害防止規則に「事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならない。」と記載されていることを踏まえ、事業者として出来得る限りの被ばく低減対策を考慮して検討した。

検討の結果、④抽出水再生クーラ室、⑤燃料ピット脱塩塔室、⑥蒸りゅう液脱塩塔室、⑦脱ほう素塔室、⑨冷却材カチオン塔室、⑩ホールドアップタンクカチオン塔室、⑪ホールドアップタンク脱塩塔室、⑬燃料ピットスキマフィルタ室、⑭冷却材フィルタ室、⑮キャビティフィルタ室、⑯封水注入フィルタ室、⑰蒸りゅう液フィルタ室、⑲ほう酸濃縮液フィルタ室、⑲イオン交換器フィルタ室、⑳封水フィルタ室、㉑硫酸回収器・溶離器室、㉓蒸発器室、㉔濃縮廃液タンク室、㉕中和タンク室、㉖廃液供給ポンプ・濃縮液ポンプ室及び㉗第4廃棄物庫庫内のドラム缶貯蔵エリアについては、遮へい壁の位置や現地の放射線量の確認・測定を実施することによって、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法により、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を設置できることを確認した。

一方、①原子炉格納容器ループ室、②加圧器室については、感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所であり、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないことから、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で感知器等を設置することはできない。

また、③インコアモニタチエス室、⑧冷却材脱塩塔室、⑫燃料ピットフィルタ室及び㉑廃液ホールドアップタンク室のエリアは、放射線量が高い場所で使用可能な異なる感知方式の感知器等の設置はできるが、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人被ばく線量が発電所の作業管理で目安としている1mSv/日を超え、法令に定める線量限度(100mSv/5年、50mSv/年)を超過する可能性がある。さらに、電離放射線障害防止規則第1条に基づき、可能な限り被ばく線量を低減させるため、放射線作業の計画段階において作業員の個人被ばく線量の他、当該作業により対象号機における年間の集団被ばく線量を超過するおそれがないことを確認するが、試算した結果、本作業のみで年間の

集団被ばく線量を超えるという結果が得られており、エリア内に感知器等を設置することは適切でない。

以上のことから、①原子炉格納容器ループ室、②加圧器室、③インコアモニタチエス室、⑧冷却材脱塩塔室、⑫燃料ピットフィルタ室及び⑯廃液ホールドアップタンク室は、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で感知器等を設置することができない又は適切でないといえる。

上記のエリアについて、火災区域及び火災区画との位置関係を第 3-11-2 図に示す。

第3-11-2 図 水災防護審査基準 2.2.1(1)②(2)に定められた方法による感知器の設置が適切でないエリアと火災区域及び火災区画の関係(1/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3-11-2 図 火災防護査定基準2.2.1(1)②に定められた方法による感知器の設置が適切でないエリアと火災区域及び火災区画の関係(2/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3-11-2図　火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法による感知器の設置が適切でないエリアと火災区域及び火災区画の関係(3/3)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 2. 技術基準規則への適合方針

### (1) 火災防護審査基準の改正点と放射性量が高い場所を含むエリアでの対応について

火災防護審査基準のバックフィット要求による改正点を踏まえ、放射線量が高い場所を含むエリアへの対応を改めて整理する。火災防護審査基準の改正で明確化された箇所を示す。

#### 【火災防護審査基準（改正後）抜粋】

##### 2. 基本事項

###### 2.2 火災の感知・消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるよう、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

###### (1) 火災感知設備

①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。

②感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。

バックフィット要求による記載追加箇所

火災防護審査基準の改正により「2.2.1(1) 火災感知設備」の要求事項が明確化された。

改正後の火災防護審査基準の内、①は各火災区域における環境条件や予想される火災の性質を考慮して感知器等の型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を設置すること、並びに誤作動を防止することを要求しており、改正前からの変更はない。

バックフィット要求により明確化された事項は②であり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い設置すること、及び感知器と同等の機能を有する機器については消防法施行規則の同項において求められる火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置することが明確にされたものである。

前項にて抽出した放射線量が高い場所を含む6つのエリアについて、火災防護審査基準の①及び②の要求を満足できるか整理した結果を第3-11-1表に示す。

第3-11-1表 放射線量が高い場所を含むエリアの火災防護審査基準の観点における整理

放射線量が高い場所を含むエリア	①異なる感知方式の選定及び設置、並びに誤作動防止	②消防法施行規則又はそれと同等以上の方法により設置しているか※1
①原子炉格納容器ループ室	○	△
②加圧器室	○	△
③インコアモニタチエス室	○	△
⑧冷却材脱塩塔室	○	△
⑫燃料ピットフィルタ室	○	△
⑯廃液ホールドアップタンク室	○	△

※1 ○：火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により設置可能

△：感知器の故障又は作業員の被ばくの観点で消防法施行規則と異なる方法による設置が適切

①原子炉格納容器ループ室、②加圧器室、③インコアモニタチエス室、⑧冷却材脱塩塔室、⑫燃料ピットフィルタ室及び⑯廃液ホールドアップタンク室は火災防護審査基準の「2.2.1 (1) 火災感知設備」の①の要求事項は満足できるが、②の要求事項は感知器等の設置場所の環境条件を考慮した場合、消防法施行規則第 23 条第 4 項に定められた方法で感知器等を設置できない又は適切でないエリアである。

このため、上記のエリアについては、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足するよう感知器等を設置する設計とすることで、技術基準規則に適合させる方針とする。

## (2) 火災防護審査基準に基づく既工認の設計への影響について

既工認においては、火災の影響軽減対策として「2.3 火災の影響軽減」のうち 2.3.1(2)に記載の具体的な要件を満足できるよう、各火災区域又は火災区画において対策を講じている。

## 【火災防護審査基準（改正後）抜粋】

### 2.3 火災の影響軽減

2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。

- (2) 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。  
具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

- b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知器及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置するものを含め可燃性物質が存在しないこと。

③インコアモニタチエス室を含む原子炉格納容器は、ケーブルが密集して設置されているため、可燃物がない 6m 以上の水平距離を確保することは困難であり、また、原子炉格納容器内のデブリ抑制の観点で 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁の設置や、1 時間の耐火能力を有する発泡性耐火被覆や断熱材による分離も困難であることから、既工認では原子炉格納容器内は火災防護審査基準とは異なる代替手段による火災の影響軽減対策として、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル近傍の可燃物による火災感知器の設置によって、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルに延焼するまでに早期に感知し、消火活動を行う設計としていた。

本申請において、一つの火災区画である原子炉格納容器内の「2.3 火災の影響軽減」で期待している感知器は既工認の設計から変更しないため、本申請において「2.3 火災の影響軽減」に関する設計の変更はなく、満足している。

#### （3）再稼働時の既工認からの変更有無の確認について

次に、放射線量が高い場所を含む①、②、③、⑧、⑪及び⑫のエリアについて、再稼働時の既工認における火災防護設計上の対応事項と本申請に伴う変更有無を第 3-11-2 表に示す。

なお、火災防護審査基準では火災防護上重要な機器等に対して、火災区域又は火災区画を設定し火災防護対策を確認しているが、ここでは、6 つのエリアに着目して、それぞれのエリア毎の設計上の対応事項を整理した。

火災防護審査基準で今回明確化された②の設置方法の他にも基本設計方針の記載を変更する箇所はあるが、設置（変更）許可のまとめ資料において詳細に記載している事項を反映し適正化するものであり、適正化した設計内容は既工認の設計内容を変更するものではない。また、火災の発生防止、消火及び影響軽減の設計について火災防護審査基準の要求事項に変更はなく、②の設置方法で感知器等を設置した場合においてもこれらの設計に影響を与えるものではないため、火災の発生防止、消火及び影響軽減に関する設計は、感知器と独立した設計といえることから、既工認から設計を変更する必要はない。

第3-11-2表に整理したとおり、本申請は火災防護審査基準の改正により、感知器等の設置に係る要求事項が明確化されたことを踏まえ、その明確化された要求事項に適合するよう設計するものであり、それ以外の設計については変更がないといえる。

以上のことから、本申請において設計基準を満足するよう既工認から設計を変更する箇所は、「火災の感知」における消防法施行規則第23条第4項に基づく感知器等の設置方法のみであるため、設計基準は火災防護審査基準「2.2. 火災の感知・消火」における感知器等の設計に焦点を絞って定めるものとする。

第 3-11-2 表 執工認における火災防護設計の概要と変更有無（1／3）

火災防護審査基準に基づく設計項目		⑧冷却材脱塩塔室	⑫燃料ピットフィルタ室	⑪廃液ホールトア ップタンク室	①原子炉格納容器ループ室 ②加工器室 ③インコアモニタチエス室
2.1.1	(1)①発火性・引火性物質の漏えい拡大防止 (2)火災に対する配置上考慮 (3)換気ができる設計	金属製筐体による樹脂、フィルタ、廃液保管：感知器と独立した設計であり変更なし コンクリート壁等で囲まれたエリア内への設備設置：感知器と独立した設計であり変更なし 換気設備設計：感知器と独立した設計であり変更なし			
2.1.2	(4)防爆型の電気・計装品の使用、接地 (5)イオン交換樹脂他の金属容器保管等	金属製筐体による樹脂、フィルタ、廃液保管：感知器と独立した設計であり変更なし 有機溶剤使用時の換気、可燃性微粉及び静電気滞留への設計：感知器と独立した設計であり変更なし			
2.1.3	(2)可燃性蒸気・微粉対策、静電気防止 (3)発火源の金属製本体収納他 (4)水素漏えい対策 (5)放射性分解による水素等の滞留防止	金属製筐体による樹脂、フィルタ、廃液保管：感知器と独立した設計であり変更なし 金属管等：同左 電線管等：同左 S A 設備による水素滞留防止：感知器と独立した設計であり変更なし			
2.1.4	(6)過電流による加熱、焼損防止 2.1.2 不燃性、難燃性材料の使用 2.1.3 搖雷、地震等による火災発生防止	照明等の電源回路への過電流遮断器設置：感知器と独立した設計であり変更なし 金属筐体による樹脂、フィルタ、廃液保管：感知器と独立した設計 電線管等：同左 建屋への避雷設備設置、設置許可基準規則に基づく耐震設計：感知器と独立した設計であり変更なし			

(凡例) - : 対象なし、なお、記載の設計対応事項(はいづれも「感知器と独立した設計」)である。

第3・11・2表 暫工認における火災防護設計の概要と変更有無（2／3）

	火災防護審査基準に基づく設計項目	⑧冷却材脱塩塔室	⑫燃料ピットフィルタ室	⑪廢液ホールドアップタンク室	①原子炉格納容器ループ室 ②加工器室 ③インコアモニタチャエス室
2.2	2.2.1 (1)①異なる種類の感知器設置、誤作動防止 ②消防法施行規則に基づく感知器設置 (バッカウト要求での明確化) ③外電喪失時の火災感知設備電源確保 ④中央制御室で適切に監視できる設計 (バッカウト要求で記載適正化)	各エリアに異なる種類の感知器を設置する設計であり変更なし  <b>変更有：新規審査</b>	<b>変更有：新規審査</b>	<b>変更有：新規審査</b>	<b>変更有：新規審査</b>
	(2)①自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備の設置（各種設計要求含む） 消火器、消火栓の設置 消火用照明器具の設置 ②消火剤に水を使用する消火設備の水源及びポンプ等に対する設計 ③消火剤にガスを使用する消火設備に対する作動前の警報吹鳴設計 2.2.2 地震等による火災感知・消火設備の機能維持	火災受信盤に専用の蓄電池を設置、非常用電源から受電可能な設計であり変更なし 中央制御室で監視できる設計であり変更なし 消火器、消火栓による消火：感知器と独立した設計であり変更なし 工リア近傍に設置：感知器と独立した設計であり変更なし 消火の移動経路及び操作場所に蓄電池を内蔵する照明器具設置：感知器と独立した設計であり変更なし 消火栓等の水源、ポンプ設置：感知器と独立した設計であり変更なし ③消火剤にガスを使用する消火設備に対する作動前の警報吹鳴設計 感知器等の耐震上の機能保持に関する設計であり変更なし	—	—	—
	2.2.3 消火設備の破損時等の溢水影響の確認	—	—	—	—

(凡例) -：対象なし、**黄色**：審査対象で火災防護審査基準どおりでないことから、十分な保安水準を適用

第3-11-2表 執工認における火災防護設計の概要と変更有無（3／3）

	火災防護審査基準に基づく設計項目	⑧)冷却材脱塩塔室	⑫燃料ピットフィルタ室	⑪廢液ホールドアップタンク室	①原子炉格納容器ループ室 ②加圧器室 ③インコアモニタチエス室
2.3	2.3.1 (1)安全停止機能を有する機器等を設置する 火災区域を3時間以上上の耐火壁により分離	—	—	—	(安全停止機能を有する機器等なし)
	(2)安全停止機能を有する機器等の系統分離 対策	—	—	—	C/V 内の火災の影響軽減対策： 従来から当該エリア外に設置している感知器に期待するものであり変更なし
	(3)放射性物質貯蔵・閉じ込め機能を有する 機器等が設置される火災区域を3時間以上 の耐火壁により分離	—	—	—	—
	(4)換気空調設備の悪影響防止対策	—	—	—	火災区域全体の換気空調設備の対策：感知器と独立した設計であり変更なし
	(5)中央制御室の火災発生時の排煙設計	—	—	—	中央制御室の換気空調設備設計：感知器と独立した設計であり変更なし
	(6)油タンクの排気設計	—	—	—	—
2.3.2	原子炉の安全停止に関する火災影響評価	—	—	—	火災区画単位で火災時の安全停止機能の影響を評価 (*1) : 火災の影響軽減対策として当該エリア内に設置した感知器に期待しているものではなく、火災影響評価に影響を与えるものではないため変更なし

\* 1 : 原子炉の安全停止は、安全停止機能を有する機器・ケーブル間の系統分離により確保されていることを確認済

（凡例）—：対象なし、なお、記載の設計対応事項はいずれも「感知器と独立した設計」である。

### 3. 感知器の設計において確保すべき十分な設計基準の定義

放射線量が高い場所を含む一部のエリアにおいて、設計基準を満たすよう感知器等を設置する場合の設計上の考慮事項を、前項にて火災防護審査基準の改正点及び既工認からの設計変更点の観点から整理した。

火災防護審査基準の「安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。」に対し、既工認では、「火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知を行う」設計としており、早期の火災感知方策として、異なる感知方式の感知器等を設置することとしていた。

本申請においても当該の要求事項に変更はないことから同一の設計とし、早期に火災を感知するため、異なる感知方式の感知器等を設置する設計としている。

このことから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②と異なる方法で感知器等を設置する場合に満たすべき設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）と定義する。

#### 4. 放射線量が高い場所を含むエリアにおける感知器の設計

##### (1) ①原子炉格納容器ループ室

原子炉格納容器ループ室で発生する火災による煙及び熱は、格納容器循環ファン及び原子炉しゃへい冷却ファンの運転時においては、ファンの給気により原子炉格納容器ループ室内で攪拌・希釈されるが、四方が壁で囲まれ流路が制限されていること及びグレーチングを通過して上昇する空気が原子炉格納容器内で循環する設計となっていることから、火災の継続とともにループ室内の煙濃度及び空気温度は全体的に均一になりながら高まっていく。また、格納容器循環ファン及び原子炉しゃへい冷却ファンの停止時においては、火災の継続とともに火災による煙及び熱が水平方向に拡散しながら上昇してオペレーティングフロアに抜け、格納容器送気ファンによって取り込まれる外気で攪拌されながらオペレーティングフロア内を対流し、格納容器排気ファンにより排出される。

以上より、格納容器循環ファン及び原子炉しゃへい冷却ファンの運転時においては、ループ室の火災により発生した煙及び熱が原子炉格納容器内で循環することを考慮し、グレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面にアナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置することにより、感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。

また、格納容器循環ファン及び原子炉しゃへい冷却ファンの停止時においては、ループ室の火災により発生した煙及び熱が火災の継続とともに水平方向に拡散しながら上昇することを考慮し、グレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面にアナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器及びを設置するとともに、発熱量の少ないくん焼段階の火災による煙が水平方向に拡散せずに上昇を続け、グレーチングを通過して感知できない可能性を考慮し、同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用することにより、感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。兼用する煙感知器は、同一火災区画内の隣接エリアである原子炉格納容器内オペレーティングフロアにおいて、煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置するアナログ式の煙感知器とする。

なお、原子炉格納容器ループ室のグレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器は、設置面から下方にある床面又はグレーチング面までを監視範囲とし、エリア内全域を監視できるよう必要な階層毎に設置する設計とする。また、感知器の誤作動を防止する設計とする。

##### (2) ②加圧器室

加圧器室においては、アナログ式の煙感知器を消防法施行規則第23条4項に基づき設置するとともに、アナログ式でない熱感知器を設計基準を満足するように設置する。

熱感知器の具体的な設計を以下に示す。

加圧器室で発生する火災による熱は、格納容器循環ファンの運転時においては、ファンの給気により加圧器室内で攪拌・希釈されるが、四方が壁で囲まれ流路が制限されていること及びグレーチングを通過して上昇する空気が原子炉格納容器内で循環する設計となっていることから、火災の継続とともに加圧器室内の空気温度は均一になりなが

ら高まっていく。また、格納容器循環ファンの停止時においては、火災の継続とともに火災による熱が水平方向に拡散しながら上昇してオペレーティングフロアに抜け、格納容器送気ファンによって取り込まれる外気で攪拌されながらオペレーティングフロア内を対流し、格納容器排気ファンにより排出される。

以上より、格納容器循環ファンの運転時においては、加圧器室の火災により発生した熱が原子炉格納容器内で循環することを考慮し、グレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置することにより、感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。

また、格納容器循環ファンの停止時においては、加圧器室の火災により発生した熱が火災の継続とともに水平方向に拡散しながら上昇することを考慮し、グレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する。

なお、加圧器室のグレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器は、設置面から下方にある床面又はグレーチング面までを監視範囲とし、エリア内全域を監視できるよう必要な階層面に設置する設計とする。

また、感知器の誤作動を防止する設計とする。

### (3) ③インコアモニタチエス室

インコアモニタチエス室のうち下部については作業員の被ばくの観点から、空気吸引式の煙感知器を設置することは適切ではないため、煙感知器は設計基準を満足する設計とする。具体的な設計を以下に示す。

1種類目の煙感知器のうち、空気吸引式の煙感知器は、作業員の被ばくの観点でエリア内に設置することが適切ではないため、設計基準②を満足するよう原子炉しゃへい冷却ファンの運転により給気口から原子炉容器下部を通って原子炉格納容器ループ室へ到達する空気の流れを考慮して、火災によって発生した煙が流入する同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用するとともに、原子炉しゃへい冷却ファンの停止期間においても火災を感知できるよう、火災による煙が水平方向に拡散しながら上昇する空気の流れを考慮して、インコアモニタチエス室の入口部分にアナログ式の煙感知器を設置し、原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計とする。

2種類目の熱感知器は、設計基準②を満足するよう原子炉しゃへい冷却ファンの運転により給気口から原子炉容器下部へ向かう空気の流れを考慮して、同一エリア内のインコアモニタチエス室の下部にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置し、原子炉しゃへい冷却ファンの停止期間においても火災を感知できるよう、火災による熱が水平方向に拡散しながら上昇する空気の流れを考慮して、インコアモニタチエス室の入口部分にアナログ式の熱感知器を設置するとともに、原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する設計とする。

また、感知器の誤作動を防止する設計とする。

(4) ⑧冷却材脱塩塔室

冷却材脱塩塔室は、火災発生時の煙及び熱の流れを考慮し、当該エリアの煙及び熱が流れ込む隣接エリアのアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することにより感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。

(5) ⑫燃料ピットフィルタ室

燃料ピットフィルタ室は、火災発生時の煙及び熱の流れを考慮し、当該エリアの煙及び熱が流れ込む隣接エリアのアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することにより感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。

(6) ⑪廃液ホールドアップタンク室

廃液ホールドアップタンク室は、火災発生時の煙及び熱の流れを考慮し、当該エリアの煙及び熱が流れ込む隣接エリアのアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することにより感知器の種類毎に設計基準②を満足する設計とする。

## 5. 放射線量が高い場所を含む各エリアにおける感知器の具体的な設計

①、②、③、⑧、⑫及び⑬の各エリアに対する具体的な設計と妥当性評価を示す。

### (1) ①原子炉格納容器ループ室及び②加圧器室

#### a. 火災感知器の選択及び配置設計

原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に共通する設計の考え方について、炎感知器は放射線量が高い場所の網羅性確保が困難であることから、煙感知器と熱感知器に分けて説明する。まず煙感知器については、放射線量が低い場所にある天井面に設置し、天井高さが床面から 20m 以上のエリアの場合は、天井面より下層のグレーチング面にも設置する。次に熱感知器については、天井面に設置し、天井面に設置する熱感知器のみで床面積をカバーできない場合は、天井面と同じ高さのグレーチング面にも設置する。また、天井高さが床面から 8m 以上の場合は、天井面より下層のグレーチング面にも設置する。この考え方に基づき、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の感知器設計を以下のとおりとする。

原子炉格納容器ループ室は、天井高さが床面から 8m 以上 (RCP 側の天井高さは 15.3m であり、原子炉格納容器ループ室 (RCP 側) のコンクリート天井は大部分が RCP をメンテナンスするための吊上げ用の鉄板開閉蓋であり、鉄板開閉蓋を避けてアナログ式の煙感知器を設置しても、SG 側を含め大部分がグレーチング面となっているため、全面コンクリート天井の場合に比べて感知性能は劣る。また、SG 側はコンクリート天井がなく原子炉格納容器内で開放されているため、天井面にアナログ式でない防爆型の熱感知器 (アナログ式でない熱感知器 (差動分布型を含む) 及び光ファイバー式熱検出装置も同様) を網羅性を確保するよう設置することはできない。さらに、壁面の放射線量が低い場所にアナログ式でない炎感知器を設置しても配管・サポート類が障害物となりエリア内を網羅的に監視することができない。

加圧器室は、天井高さが床面から 8m 以上 20m 未満の 15.2m のため、天井面にアナログ式の煙感知器を設置することはできるが、アナログ式でない防爆型の熱感知器 (アナログ式でない熱感知器 (差動分布型を含む) 及び光ファイバー式熱検出装置も同様) を設置することはできず、壁面の放射線量が低い場所にアナログ式でない炎感知器を設置しても配管・サポート類が障害物となりエリア内を網羅的に監視することができない。

従って、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室は、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で感知器等を設置することができないエリアである。

グレーチング面は天井面のように煙及び熱が滞留しないため、グレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面に感知器等を設置しても、発火源の直上付近以外は感知器等を全面コンクリート天井に設置する場合より感知時間は遅れる。火災が継続して一定の煙濃度又は温度の気流が継続する状況になれば、火災を感知

は可能であるが、天井面に設置する場合と同等水準で火災を早期感知することはできないため、設計基準①を満足できない。

以上より、原子炉格納容器ループ室は、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計とする。また、加圧器室は、アナログ式の煙感知器を消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置し、アナログ式でない防爆型の熱感知器を天井面及びグレーチング面に設置するとともに、同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計とする。兼用するアナログ式の煙感知器を第 3-11-3 図に示す。

なお、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器は、それぞれの取付面から下層の床面又はグレーチング面までの高さを消防法施行規則第 23 条第 4 項に規定されている高さ未満とし、エリア内全域を監視できるよう必要な階層毎に設置する設計とする。また、グレーチング面に設置するアナログ式の煙感知器は上階からの塵埃の影響を受けにくい位置に設置することで、誤作動を防止する設計とする。配置の詳細については、第 3-11-3 図に示し、環境条件及び感知性能の詳細に関しては補足説明資料 1-1 及び 3-5 に示す。

第3-11-3 図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室のグレーチング面への感知器設置方法 (1/3)

本図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3-11-3 図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室のグレーチング面への感知器設置方法 (2/3)

本図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3-11-3 図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室のグレーチング面への感知器設置方法 (3/3)

本図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### b. 設計基準を満足できる理由

原子炉格納容器ループ室及び加圧器室は RCS 配管貫通部、エリア内給排気ダクト及びエリア入口部分を除き側面がコンクリート壁で閉鎖された空間である。格納容器循環ファン運転時の空気の流れを第 3-11-4 図、格納容器循環ファン運転時及び停止時における火災発生時の空気の流れを第 3-11-5 図に示す。

原子炉格納容器ループ室の格納容器循環ファン運転時における空気の流れは、給気ダクト及び RCS 配管貫通部より給気され、SG 側のグレーチング面を通過し、オペレーティングフロアに抜けていく流れとなっており、加圧器室の格納容器循環ファン運転時における空気の流れは、給気ダクトより給気され、グレーチング面を通過し、加圧器室天井付近の入口扉を通じてオペレーティングフロアに抜けていく流れとなっている。また、プラント運転中においては、格納容器循環ファンの運転により原子炉格納容器内で空気は循環されている。

従って、格納容器循環ファンの運転時にエリア内で火災が発生した場合は、煙及び熱は格納容器循環ファンの給気により攪拌・希釈されるが、四方が壁で囲まれ流路が制限されていること及びグレーチングを通過して上昇する空気が原子炉格納容器内で循環する設計となっていることから、火災の継続とともにエリア内の煙濃度及び温度は全体的に均一になりながら高まり、感知器が動作する煙濃度及び温度に達すると考えられる。

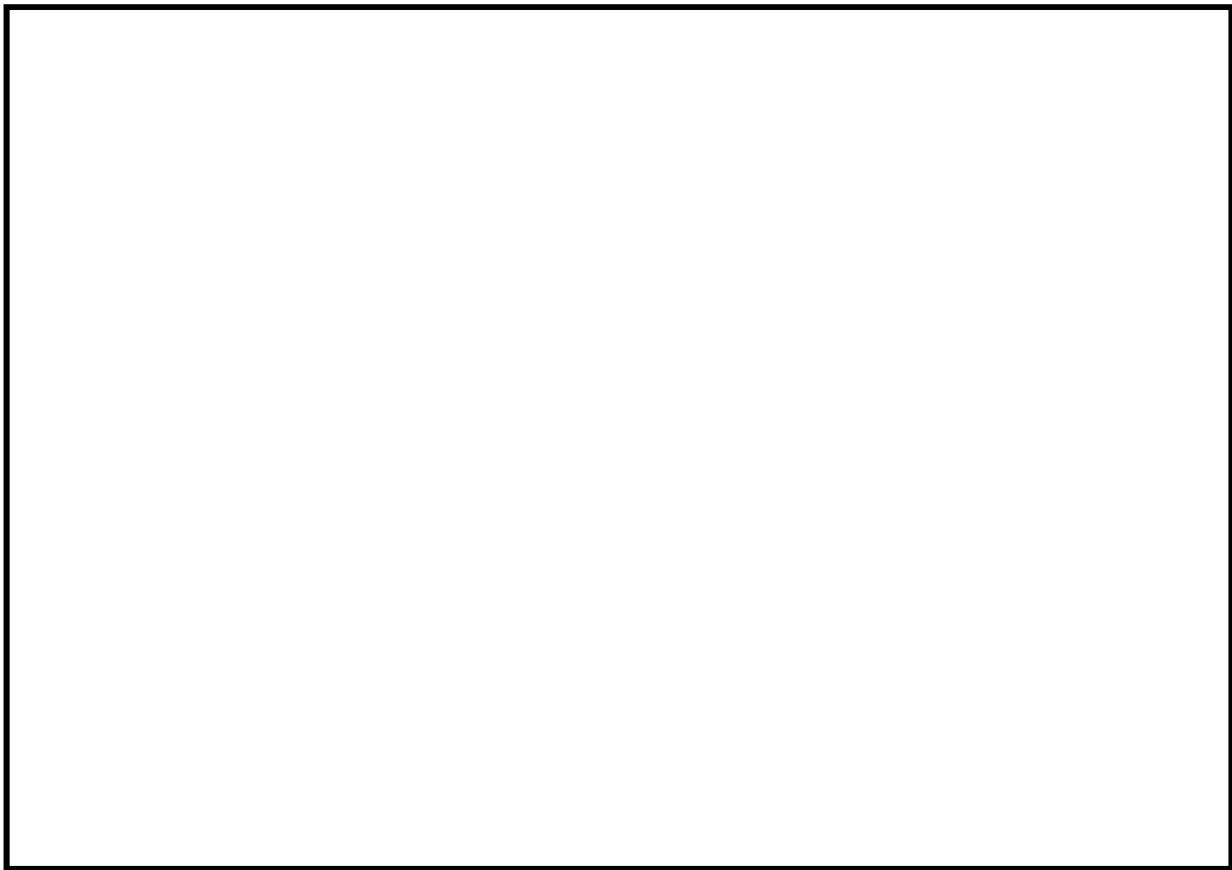
一方、格納容器循環ファンの停止時にエリア内で火災が発生した場合は、火災の継続とともに火災による煙及び熱が水平方向に拡散しながら上昇してオペレーティングフロアに抜け、格納容器送気ファンによって取り込まれる外気で攪拌・希釈されながらオペレーティングフロア内を対流し、格納容器排気ファンにより排出される。

以上を踏まえ、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面又はグレーチング面が大部分を占める天井面にエリア内全域を監視できるよう必要な階層毎に設置（加圧器室は天井面にアナログ式の煙感知器を消防法施行規則通りに設置）することにより、当該エリアの火災を感知することが可能である。また、格納容器循環ファンの停止時に発熱量の少ないくん焼段階の火災による煙が水平方向に拡散せずに上昇を続け、グレーチングを通過して感知できない可能性を考慮し、同一火災区画内の隣接エリアである原子炉格納容器内オペレーティングフロアにおいて、煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置するアナログ式の煙感知器を兼用することで、当該エリアで発生する火災をもれなく確実に感知することが可能である。

原子炉格納容器ループ室及び加圧器室を含む火災区画には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置されているが、原子炉の安全停止に必要な機器等は、原子炉格納容器内において既許可から変更のない離隔距離 6m 以上確保による系統分離が実施されており、また、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影

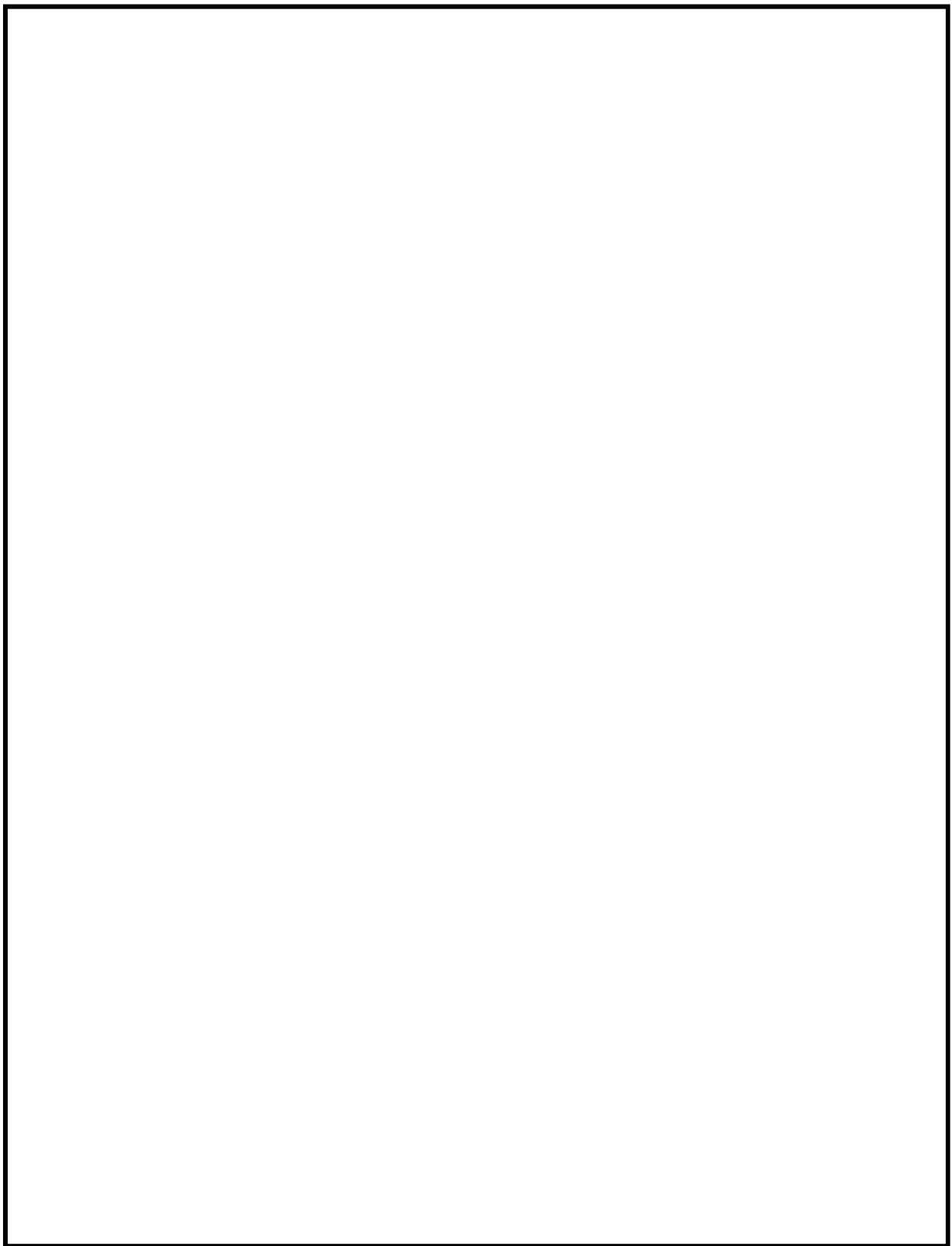
響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能である。また、放射性物質を貯蔵する機器等は、原子炉格納容器内で火災が発生し、広範囲な火災又は原子炉格納容器内に進入できないと判断した場合には、保安規定に定められた手順に基づき、プラントを停止するとともに原子炉格納容器スプレ設備を使用した消火を行う運用としていることから、放射性物質が漏えいした場合でも、放射性物質の閉じ込め機能をもつ原子炉格納容器により管理区域外への放射性物質の放出を防止することが可能である。重大事故等対処施設は、原子炉の安全停止に必要な機器等と兼用する設備については、既許可から変更のない離隔距離 6m 以上確保による系統分離対策が実施されており、また、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能であることを踏まえ、原子炉格納容器内で火災が発生し、広範囲な火災または格納容器内に進入できないと判断した場合には、保安規定に定められた手順に基づきプラントを停止するとともに原子炉格納容器スプレ設備を使用した消火を行う運用としていること、並びに設置許可基準規則第 37 条第 4 項に規定されている運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止に必要な重大事故等対処設備については、同様の機能を有する設備（計装設備においては他チャンネル又は代替パラメータ）が各設備間で離隔距離 6m 以上確保されているか、又は 1 時間耐火能力を有する隔壁等で分離されており、同一火災区画内において原子炉の安全停止に必要な機器等の系統分離対策に支障を及ぼすことなく、重大事故等の対処に必要な機能が確保できることを確認している。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動に繋げ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、及び重大事故等対処施設が火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。なお、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室内の風速は 5m/s 以下であり、煙感知器及び熱感知器が誤作動することはない。配置の詳細については、第 3-11-4 図及び第 3-11-5 図に示し、環境条件及び感知性能の詳細に関しては補足説明資料 1-1 及び 3-5 に示す。



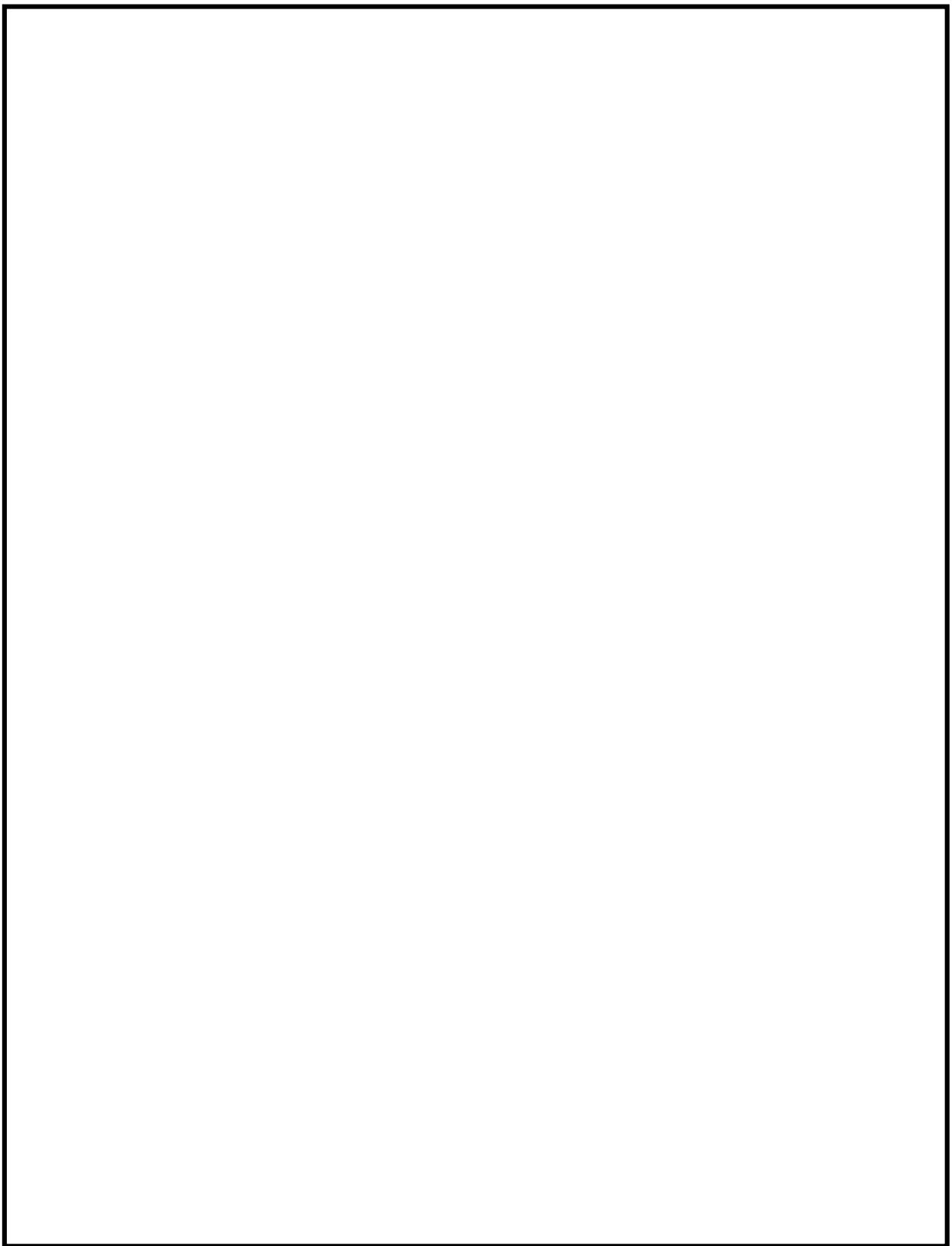
第 3-11-4 図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の  
格納容器循環ファン運転時における空気の流れ

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-11-5図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の  
火災発生時の空気の流れ（格納容器循環ファン運転時）(1/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-11-5図 原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の  
火災発生時の空気の流れ（格納容器循環ファン停止時）(2/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## (2) ③インコアモニタチエス室

### a. 火災感知器の選択及び配置設計

インコアモニタチエス室は、入口部分及びエリア下部から構成される一つの感知区域であり、入口部分以外は放射線量の高い場所であり、アナログ式の感知器の故障及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくが想定されることから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により設置することが適切でないエリアである。

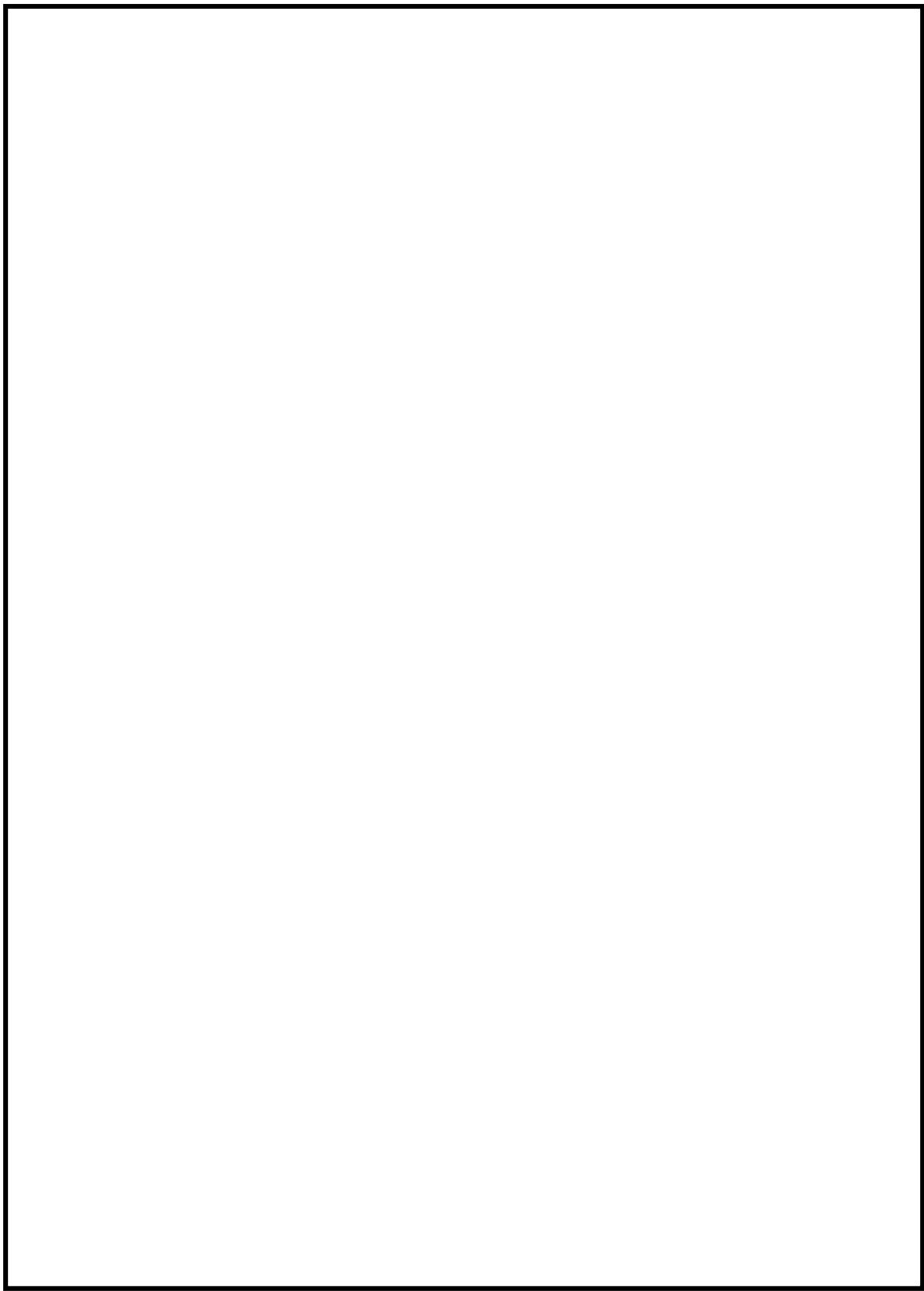
放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所に空気吸引式の煙検出装置及びアナログ式でない防爆型の熱感知器が使用可能であるが、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で感知器等を設置する場合、第 3-11-6 図に示すように、エリア下部から天井面を抜けるシンプル配管が干渉物となり、足場設置が困難であることから、取付面に人の寄り付きができず、感知器等を設置することが技術的に不可能である。また、空気吸引式の煙検出装置については、設置時における作業員の個人被ばく線量が 1mSv／日を超える、線量限度 (100mSv/5 年、50mSv/年) を満足できない可能性があることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により感知器等を設置することが適切でない。

以上より、インコアモニタチエス室は、有効に火災の発生を感知可能な場所に感知器等を設置できる取付面がなく、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき感知器等を設置できないため、設計基準を満足する設計とする。インコアモニタチエス室において考慮すべき環境条件を第 3-11-7 図に示す。

1 種類目の煙感知器は、原子炉しゃへい冷却ファンの運転時に給気口から原子炉容器下部を通過し、RCS 配管貫通部から原子炉格納容器ループ室に抜ける空気の流れを考慮し、同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用するとともに、原子炉しゃへい冷却ファンの停止期間においても火災を感知できるよう、入口部分にアナログ式の煙感知器を設置し、火災による煙が水平方向に拡散しながら上昇する空気の流れを考慮し、同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計とすることで、設計基準②を満足する設計とする。

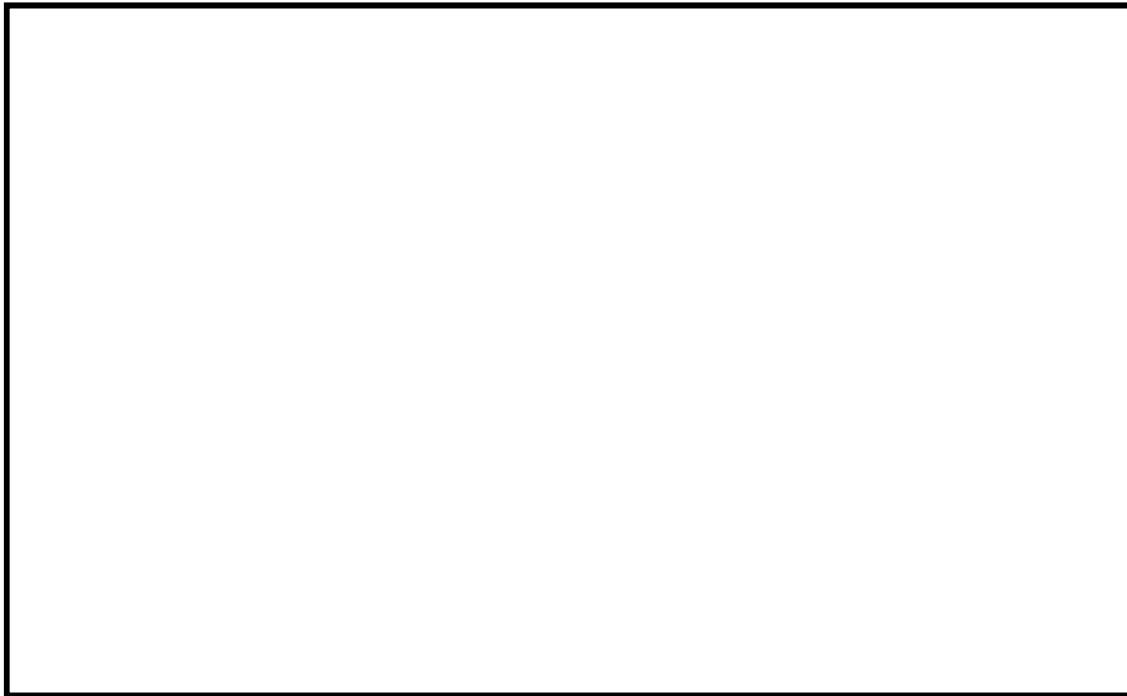
2 種類目の熱感知器は、原子炉しゃへい冷却ファンの運転時に給気口から原子炉容器下部を通過し、RCS 配管貫通部から原子炉格納容器ループ室に抜ける空気の流れを考慮し、エリア下部にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置するとともに、原子炉しゃへい冷却ファンの停止期間においても火災を感知できるよう、入口部分にアナログ式の熱感知器を設置し、火災による熱で上昇する空気の流れを考慮し、同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する設計とすることで、設計基準②を満足する設計とする。

兼用する感知器の配置については、第 3-11-7 図に示し、配置の詳細については、第 3-11-6 図及び第 3-11-7 図に示す。



第3-11-6図 インコアモニタチェス室の感知器配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-11-7図 兼用する感知器の配置図（原子炉格納容器ループ室）

b. 設計基準を満足できる理由

当該エリアは入口扉、入口扉付近の連通管及び原子炉容器周囲の隙間以外はコンクリート壁で閉鎖された空間であり、原子炉しゃへい冷却ファン運転時における室内の空気の流れは室内入口付近上部にある原子炉しゃへい冷却ファン給気口から給気し、インコアモニタチエス室下部を通過し、原子炉容器周囲の隙間から排気する流れとなっている。なお、原子炉容器下部の隙間を通過した空気は、原子炉容器下部を通って RCS 配管貫通部から原子炉格納容器ループ室へ到達する。

この空気の流れを考慮すると、インコアモニタチエス室の入口部分で発生する火災による煙及び熱についても入口部分及び下部まで広がり、空気の流れに乗って同様に原子炉格納容器ループ室へ到達するといえる。なお、原子炉しゃへい冷却ファン（設計風量：）の給気がインコアモニタチエス室下部（）で風速約 m/s と速いことを踏まえると、火災による気流の上昇より給気による風の流れの方が優位となり、熱風は煙とともにインコアモニタチエス室下部へ流れ込むと考えられる。

また、原子炉しゃへい冷却ファンの停止時において、インコアモニタチエス室の下部で発生する火災による煙及び熱は、インコアモニタチエス室内で拡散・充満すると同時に原子炉容器下部を通って RCS 配管貫通部から原子炉格納容器ループ室に流れ込むと考えられる。

以上より、インコアモニタチエス室で発生する火災は、原子炉しゃへい冷却ファンの運転時においては、インコアモニタチエス室下部にアナログ式でない防爆型の熱

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

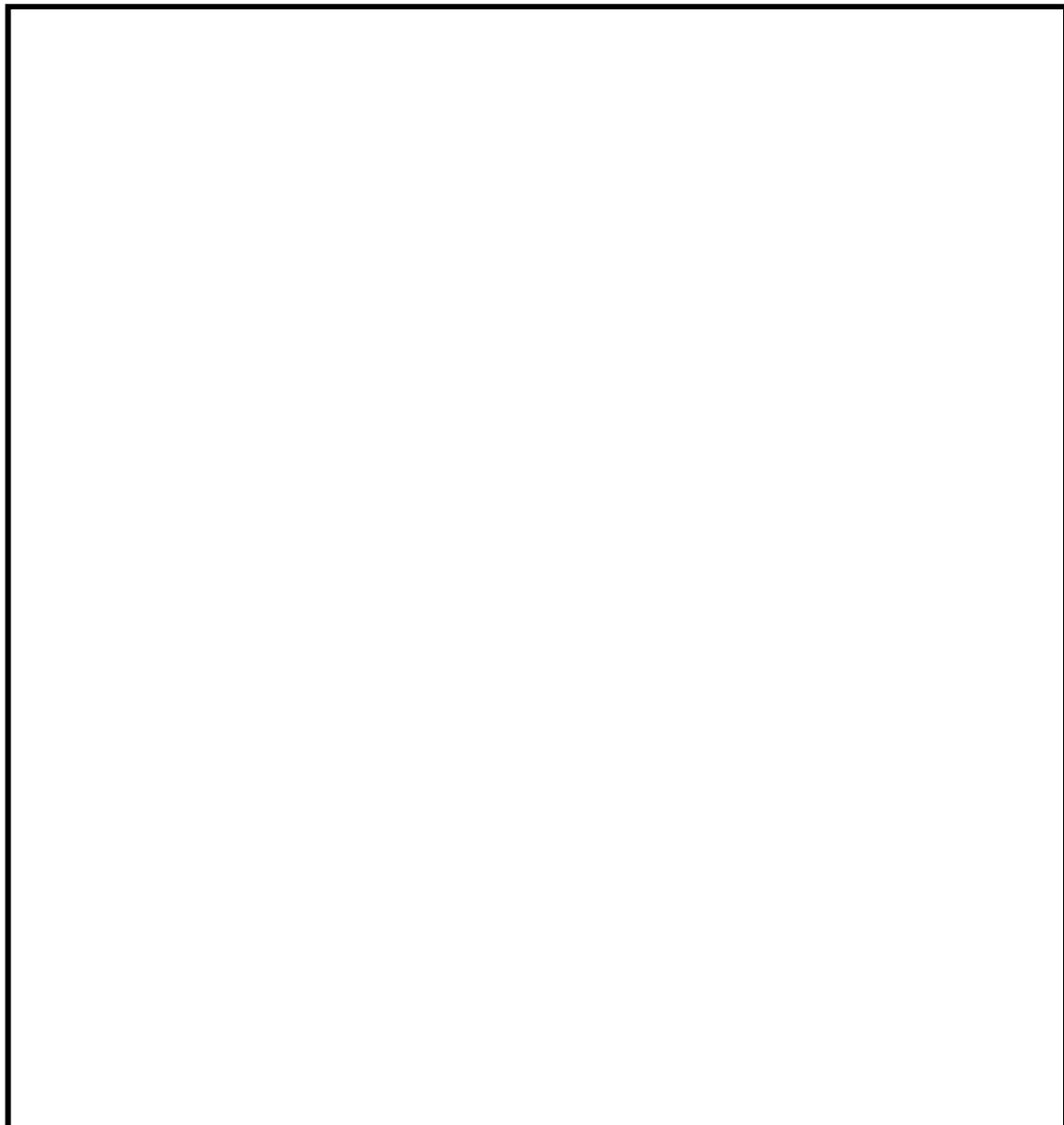
感知器を設置するとともに、同一火災区画内の隣接エリアである原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用することで感知することが可能である。また、原子炉しゃへい冷却ファン停止時においては、インコアモニタチエス室の入口部分にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置するとともに、同一火災区画内の隣接エリアである原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用することで感知することが可能である。

インコアモニタチエス室を含む火災区画には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置されているが、原子炉の安全停止に必要な機器等は、原子炉格納容器内において既許可から変更のない離隔距離 6m 以上確保による系統分離が実施されており、また、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能である。放射性物質を貯蔵する機器等は、原子炉格納容器内で火災が発生し、広範囲な火災又は原子炉格納容器内に進入できないと判断した場合には、保安規定に定められた手順に基づき、プラントを停止するとともに原子炉格納容器スプレ設備を使用した消火を行う運用としていることから、放射性物質が漏えいした場合でも、放射性物質の閉じ込め機能をもつ原子炉格納容器により管理区域外への放射性物質の放出を防止することが可能である。また、重大事故等対処施設は、原子炉の安全停止に必要な機器等と兼用する設備については、既許可から変更のない離隔距離 6m 以上確保による系統分離対策が実施されており、また、原子炉格納容器内の動的機器がすべての火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能であることを踏まえ、原子炉格納容器内で火災が発生し、広範囲な火災または格納容器内に進入できないと判断した場合には、保安規定に定められた手順に基づきプラントを停止するとともに原子炉格納容器スプレ設備を使用した消火を行う運用としていること、並びに設置許可基準規則第 37 条第 4 項に規定されている運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止に必要な重大事故等対処設備については、同様の機能を有する設備（計装設備においては他チャンネル又は代替パラメータ）が既許可に準じて各設備間で離隔距離 6m 以上確保されているか、又は 1 時間耐火能力を有する隔壁等で分離されており、同一火災区画内において原子炉の安全停止に必要な機器等の系統分離対策に支障を及ぼすことなく、重大事故等の対処に必要な機能が確保できることを確認しているまた、インコアモニタチエス室内及び原子炉格納容器ループ室の風速は 5m/s 以下であり、煙感知器及び熱感知器が誤作動することはない。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動に繋げ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機

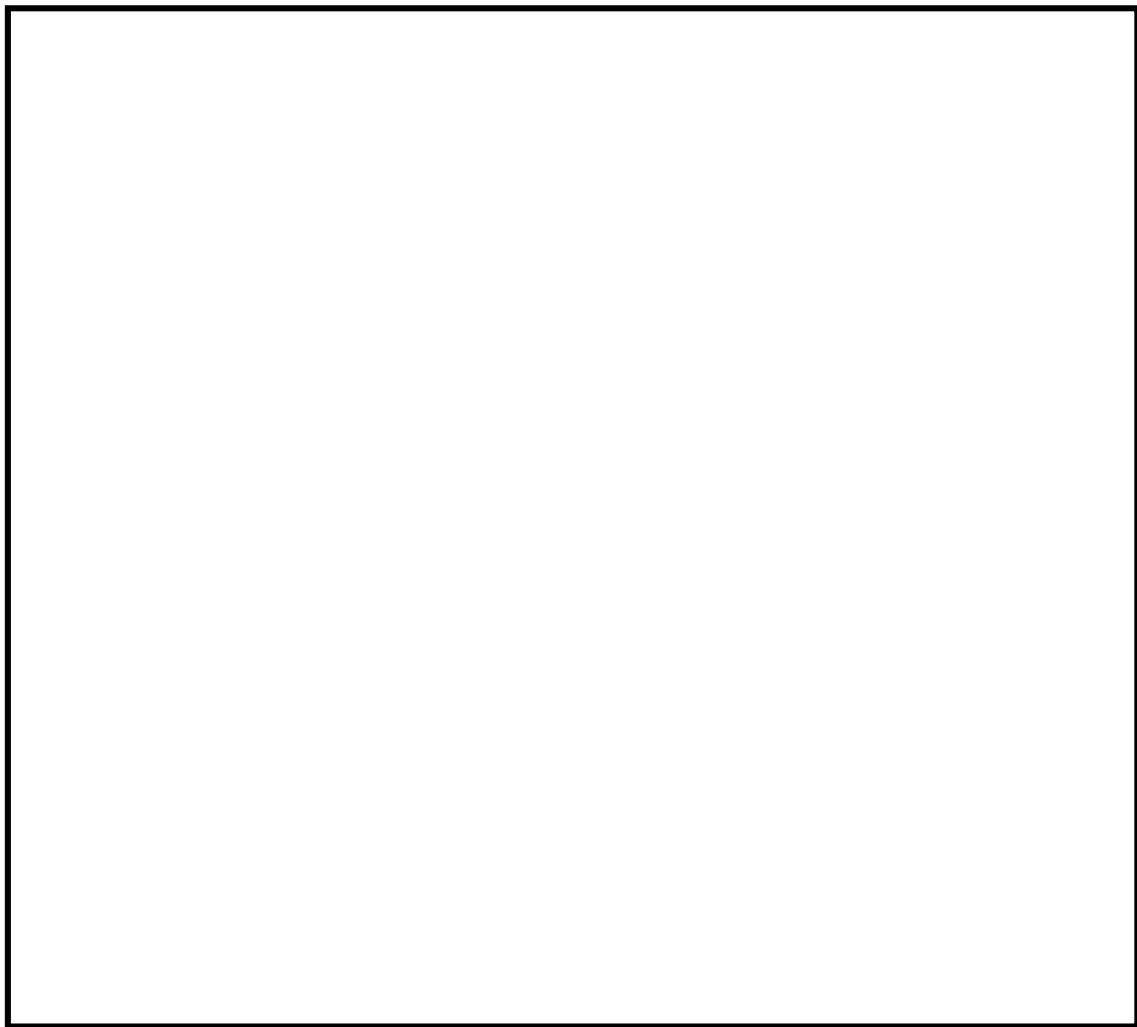
能が火災により損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。

また、インコアモニタチエス室内及び原子炉格納容器ループ室内の風速は 5m/s 以下であり、煙感知器及び熱感知器が誤作動することはない。第 3-11-8 図及び第 3-11-9 図に火災発生時の煙の流れを示し、環境条件及び感知性能の詳細に関しては補足説明資料 1-1 及び 3-5 にて示す。



第 3-11-8 図 インコアモニタチエス室の冷却ファン運転時における  
火災発生時の空気の流れ

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 3-11-9 図 インコアモニタチエス室の冷却ファン停止時における  
火災発生時の空気の流れ

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### (3) ⑧冷却材脱塩塔室

#### a. 火災感知器の選択及び配置設計

冷却材脱塩塔室は、放射線量の高い場所であり、アナログ式の感知器の故障及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくが想定されることから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により設置することが適切でないエリアである。

放射線量が高い場所には空気吸引式の煙検出装置及びアナログ式でない防爆型の熱感知器が使用可能であるが、設置時における作業員の個人被ばく線量が 1mSv／日を超える、線量限度（100mSv/5 年、50mSv/年）を満足できない可能性があることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により感知器等を設置することが適切でない。

冷却材脱塩塔室は個別の排気ダクトはあるがダクト径が小さいため、ダクト内に感知器等を設置することができない。また、個別の排気ダクトは垂直方向に敷設されており、消防法施行規則第 23 条第 4 項（取付角度 45 度以下）に従い感知器を設置することができない。

従って、冷却材脱塩塔室は、有効に火災の発生を感知可能な場所に感知器等を設置できる取付面がなく、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき感知器等を設置できないため、設計基準を満足する設計とする。

エリア内の火災を想定した場合、冷却材脱塩塔室は排気ダクトの排気口より十分に高い位置となる天井面に開口部（排気ダクト貫通部の隙間）があるため、火災による煙及び熱は一部排気ダクトから排気されるものの、時間の経過とともに排気ダクトによる排気の影響を受けにくい天井面の開口部から隣接エリア（上室）に流出すると考えられる。

以上より、冷却材脱塩塔室は、同一火災区画内の隣接エリア（上室）に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することでエリア内の火災をもれなく確実に感知し、設計基準②を満足する設計とする。

#### b. 設計基準を満足できる理由

冷却材脱塩塔室における排気ダクト及び開口部の配置状況を第 3-11-3 表に示す。いずれの冷却材脱塩塔室も、排気ダクトの排気口より十分に高い位置となる天井面に排気ダクト貫通部の隙間があるため、火災による煙及び熱は、天井面に滞留し、天井面にある排気ダクト貫通部の隙間から隣接エリア（上室）に流出すると考えられる。

また、火災感知の成立性を確認するため、比較的放射線量が低く立ち入り可能な高浜 2 号機の類似構造の部屋を用い、煙発生装置による開口部からの煙流動に関する現地検証試験を実施した。（別紙参照）

その結果、排気ダクトからの排気の流れはあるものの、煙が天井面に滞留する状況になれば、煙は天井面の開口部から上室に流出することが確認できたことから、エリア内で火災が発生した場合は、時間の経過とともに天井面の開口部から隣接エリア

(上室)に煙が流れるといえる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

以上より、冷却材脱塩塔室で発生する火災は、隣接エリアの上室に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することで感知することが可能である。

なお、火災規模が小さく煙及び熱が全て排気ダクトから排気される場合は、補助建屋排気ファンにより排気筒を通して屋外に排出されるため、火災による影響を限定することが可能である。

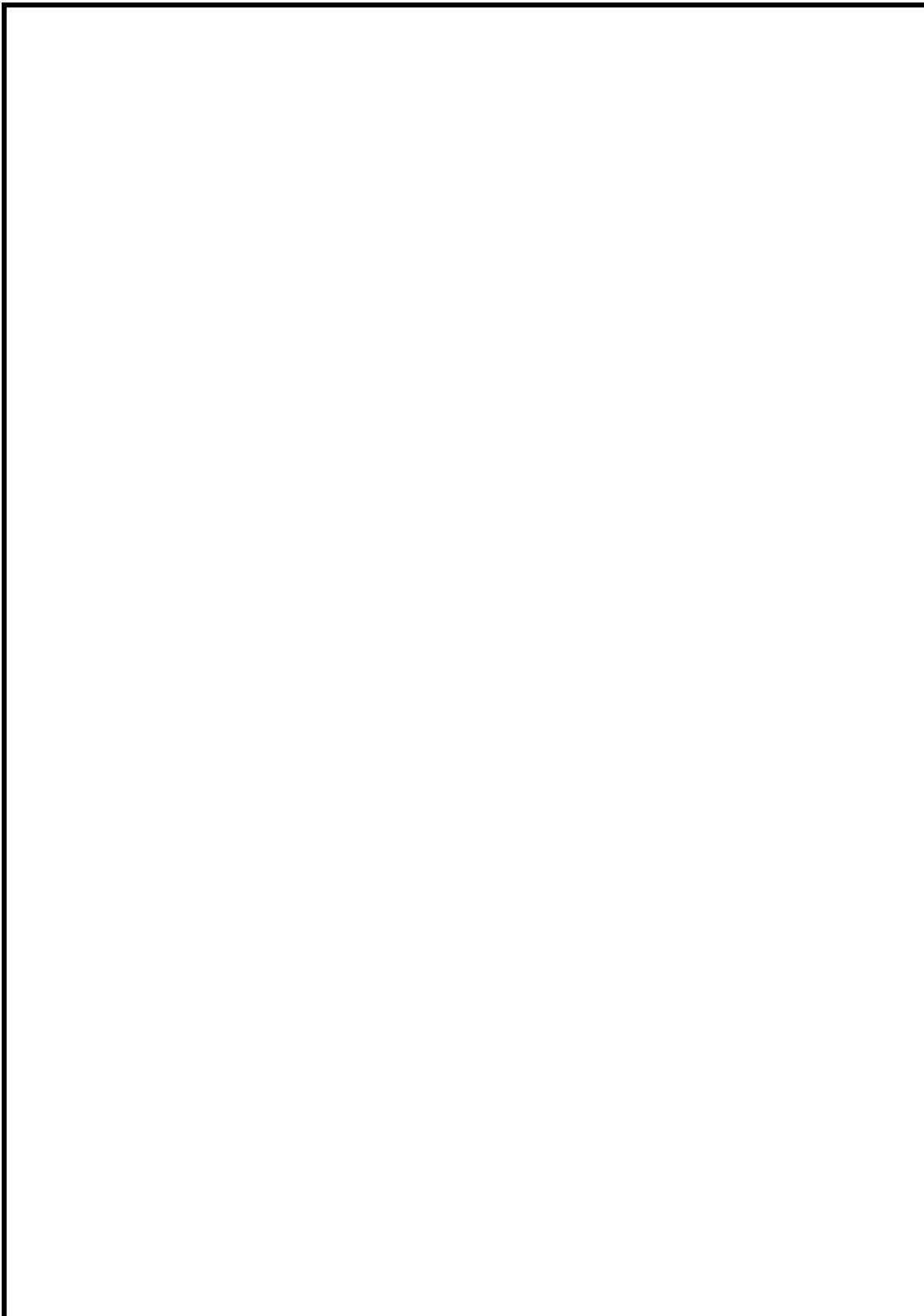
第3-11-3表 冷却材脱塩塔室における排気ダクト及び開口部の配置状況

ユニット	エリア名	開口部の状況	天井高さ [m]	排気ダクト				壁面開口部		天井面の開口部	感知器を兼用する隣接エリア
				排気口高さ [m]	断面積 [m <sup>2</sup> ]	風量 [m <sup>3</sup> /s]	風速 [m/s]	最上部の開口高さ [m]	断面積計 [m <sup>2</sup> ]		
美浜 3号機	⑧ A冷却材脱塩塔室 B冷却材脱塩塔室	天井面のみに開口部あり	4.4	1.0	0.02	0.042	1.5	壁面に開口部なし	0.138	上室	上室
			4.4	1.0	0.02	0.042	1.5		0.120	上室	

冷却材脱塩塔室を含む火災区画には、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は設置されていない。

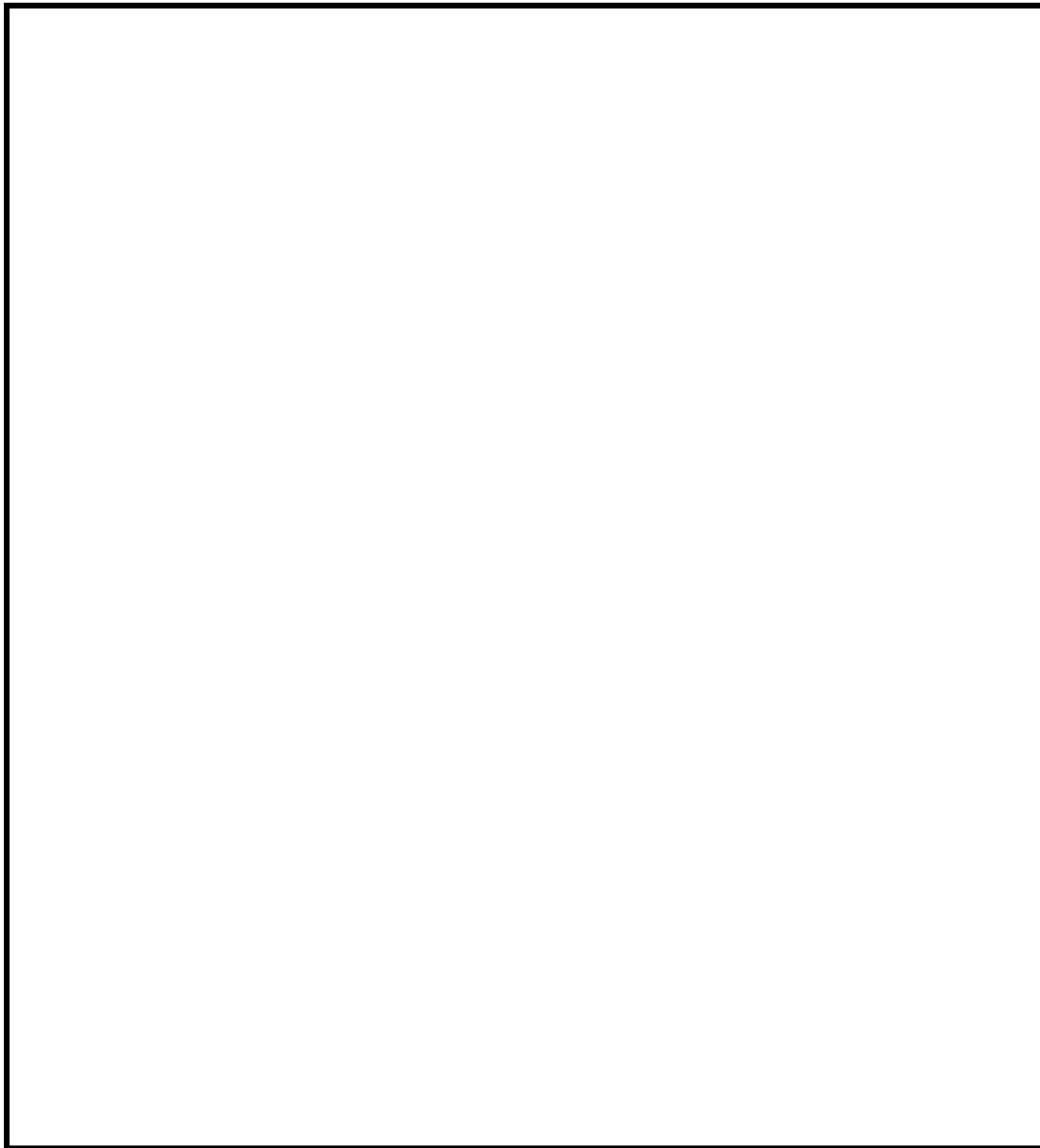
上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動に繋げ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。

冷却材脱塩塔室の感知器配置を第3-11-10図に示し、火災時の熱及び煙の流れを第3-11-11図に示す。



第3-11-10図 冷却材脱塩塔室の感知器配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 3-11-11 図　火災時の冷却材脱塩塔室の熱及び煙の流れ（断面図）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

#### (4) ⑫燃料ピットフィルタ室

##### a. 火災感知器の選択及び配置設計

燃料ピットフィルタ室は、放射線量の高い場所であり、アナログ式の感知器の故障及び感知器の設置又は保守点検時における作業員の被ばくが想定されることから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により設置することが適切でないエリアである。

放射線量が高い場所には空気吸引式の煙検出装置及びアナログ式でない防爆型の熱感知器が使用可能であるが、設置時における作業員の個人被ばく線量が 1mSv／日を超える、線量限度（100mSv/5 年、50mSv/年）を満足できない可能性があることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により感知器等を設置することが適切でない。

燃料ピットフィルタ室は個別の排気ダクトがあるがダクト径が小さいため、ダクト内に感知器を設置することができない。

従って、燃料ピットフィルタ室は、有効に火災の発生を感知可能な場所に感知器等を設置できる取付面がなく、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき感知器等を設置できないため、設計基準を満足する設計とする。

エリア内の火災を想定した場合、燃料ピットフィルタ室は排気ダクトの排気口より十分に離れた位置となる壁面に開口部があるため、火災による煙及び熱は一部排気ダクトから排気されるものの、時間の経過とともに排気ダクトによる排気の影響を受けにくい壁面の開口部から隣接エリア（バルブ設置エリア）に流出すると考えられる。

以上より、燃料ピットフィルタ室は、同一火災区画内の隣接エリア（バルブ設置エリア）に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することでエリア内の火災をもれなく確実に感知し、設計基準②を満足する設計とする。

##### b. 設計基準を満足できる理由

燃料ピットフィルタ室における排気ダクト及び開口部の配置状況を第 3-11-4 表に示す。燃料ピットフィルタ室は、天井面に開口部ではなく排気ダクトの排気口より上部の壁面に開口部があるため、火災による熱及び煙は、天井面に滞留及び水平方向に拡散する空気の流れにより壁面にある開口部から隣接エリア（バルブ設置エリア）に流出すると考えられる。

火災感知の成立性を確認するため、比較的放射線量が低く立ち入り可能な高浜 4 号機の類似構造の部屋を用い、煙発生装置による開口部からの煙流動に関する現地検証試験を実施した。（別紙参照）

その結果、排気ダクトからの排気の流れはあるものの、煙が天井面に滞留する状況になれば、煙は壁面の開口部から隣のバルブ設置エリアに流出することが確認できたことから、エリア内で火災が発生した場合は、時間の経過とともに壁面の開口部から隣接エリア（バルブ設置エリア）に煙が流出するといえる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

なお、火災規模が小さく煙及び熱が全て排気ダクトから排気される場合は、補助建屋排気ファンにより排気筒を通して屋外に排出されるため、火災による影響を限定することが可能である。

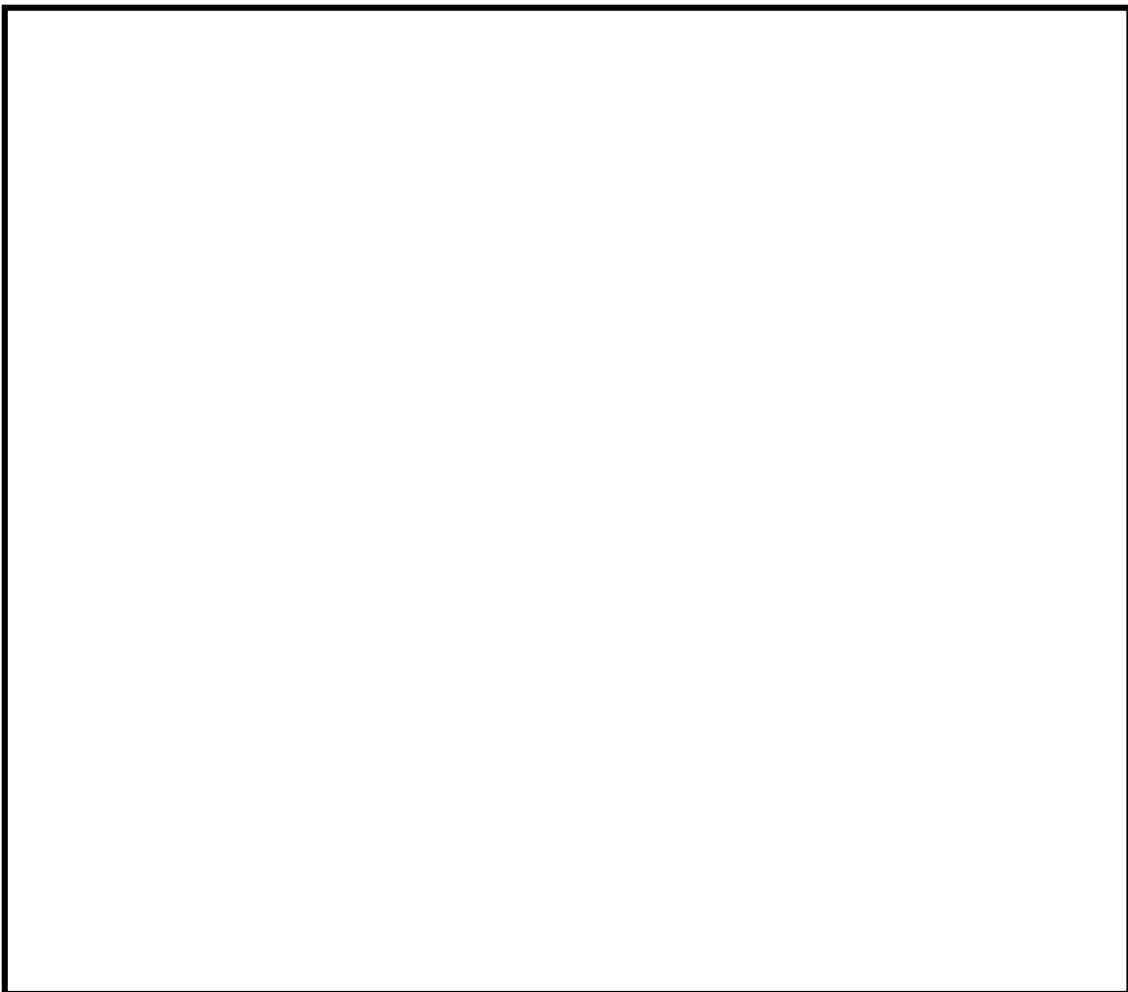
第 3-11-4 表 燃料ピットフィルタ室における排気ダクト及び開口部の配置状況

ユニット	エリア名	開口部の状況	天井高さ [m]	排気ダクト				壁面開口部		天井面の開口部	感知器を兼用する隣接エリア
				排気口高さ [m]	断面積 [m <sup>2</sup> ]	風量 [m <sup>3</sup> /s]	風速 [m/s]	最上部の開口高さ [m]	断面積計 [m <sup>2</sup> ]		
美浜 3号機	⑫	燃料ピットフィルタ室	壁面のみに開口部あり	2.4	2.1	0.004	0.014	0.7	1.9	0.860	天井面に開口部なし 隣接バルブ室等

燃料ピットフィルタ室を含む火災区画には、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等並びに重大事故等対処施設が設置されているが、原子炉の安全停止に必要な機器等は既許可から変更のない1時間の耐火能力を有する隔壁等による分離、並びに、火災感知設備及び自動消火設備による系統分離対策が実施されている。また、放射性物質を貯蔵する機器等から放射性物質が漏えいした場合でも建屋をバウンダリとした当該火災区画外にある廃液処理系統及び換気空調系統により管理区域外への放射性物質の放出が防止できる。重大事故等対処施設については、すべて設計基準事故等対処施設と兼用の設備であり、上記対策に包含される。

上記を踏まえ、当該エリアで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動に繋げ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。

燃料ピットフィルタ室の感知器配置を第 3-11-12 図に示し、火災時の熱及び煙の流れを第 3-11-13 図に示す。



第 3-11-12 図 燃料ピットフィルタ室の感知器配置図



第 3-11-13 図 火災時の燃料ピットフィルタ室の熱及び煙の流れ (断面図)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## (5) ②廃液ホールドアップタンク室

### a. 火災感知器の選択及び配置設計

廃液ホールドアップタンク室は、放射線量の高い場所であり、アナログ式の感知器の故障及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくが想定されることから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により設置することが適切でないエリアである。

放射線量が高い場所には空気吸引式の煙検出装置及びアナログ式でない防爆型の熱感知器が使用可能であるが、設置時における作業員の個人被ばく線量が 1mSv／日を超える、線量限度（100mSv/5 年、50mSv/年）を満足できない可能性があることから、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法により感知器等を設置することが適切でない。

廃液ホールドアップタンク室の排気ダクトは、A タンク室と B タンク室共通のダクトとなっているため、エリア外の放射線量が低い場所は合流ダクトしかなく、ダクト内に感知器を設置しても、火災による煙及び熱が希釈され、火災を有効に感知できない可能性がある。また、各タンク室の入口はコンクリートプラグで閉止されているため、合流ダクトに設置する感知器が発報した場合、A と B のどちらのタンク室の火災か速やかに確認することができない。

従って、廃液ホールドアップタンク室は、有効に火災の発生を感知可能な場所に感知器等を設置できる取付面がなく、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき感知器等を設置できないため、設計基準を満足する設計とする。

エリア内の火災を想定した場合、廃液ホールドアップ室は排気ダクトの排気口より上部の壁面に開口部があるため、火災による煙及び熱は一部排気ダクトから排気されるものの、時間の経過とともに排気ダクトによる排気の影響を受けにくい壁面の開口部から隣接エリアに流出すると考えられる。

以上より、廃液ホールドアップ室は、同一火災区画内の隣接エリア（バルブ設置エリア等）に設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することでエリア内の火災をもれなく確実に感知し、設計基準②を満足する設計とする。

### b. 設計基準を満足できる理由

廃液ホールドアップタンク室における排気ダクト及び開口部の配置状況を第 3-11-5 表に示す。いずれのタンク室も、排気ダクトの排気口より上部で十分に離れた位置となる壁面に開口部があるため、火災による煙及び熱は一部排気ダクトから排気されるものの、時間の経過とともに排気ダクトによる排気の影響を受けにくい壁面の開口部から隣接エリアに流出すると考えられる。

火災感知の成立性を確認するため、比較的放射線量が低く立ち入り可能な高浜 4 号機の類似構造の部屋を用い、煙発生装置による開口部からの煙流動に関する現地検証試験を実施した。（別紙参照）

その結果、排気ダクトからの排気の流れはあるものの、煙が天井面に滞留する状況になれば、煙は壁面の開口部から隣接エリアに流出することが確認できたことから、

エリア内で火災が発生した場合は、時間の経過とともに壁面の開口部から隣接エリヤに煙が流出するといえる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

以上より、廃液ホールドアップタンク室で発生する火災は、隣接エリヤに設置するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を兼用することで感知することが可能である。

なお、火災規模が小さく煙及び熱が全て排気ダクトから排気される場合は、補助建屋排気ファンにより排気筒を通して屋外に排出されるため、火災による影響を限定することが可能である。

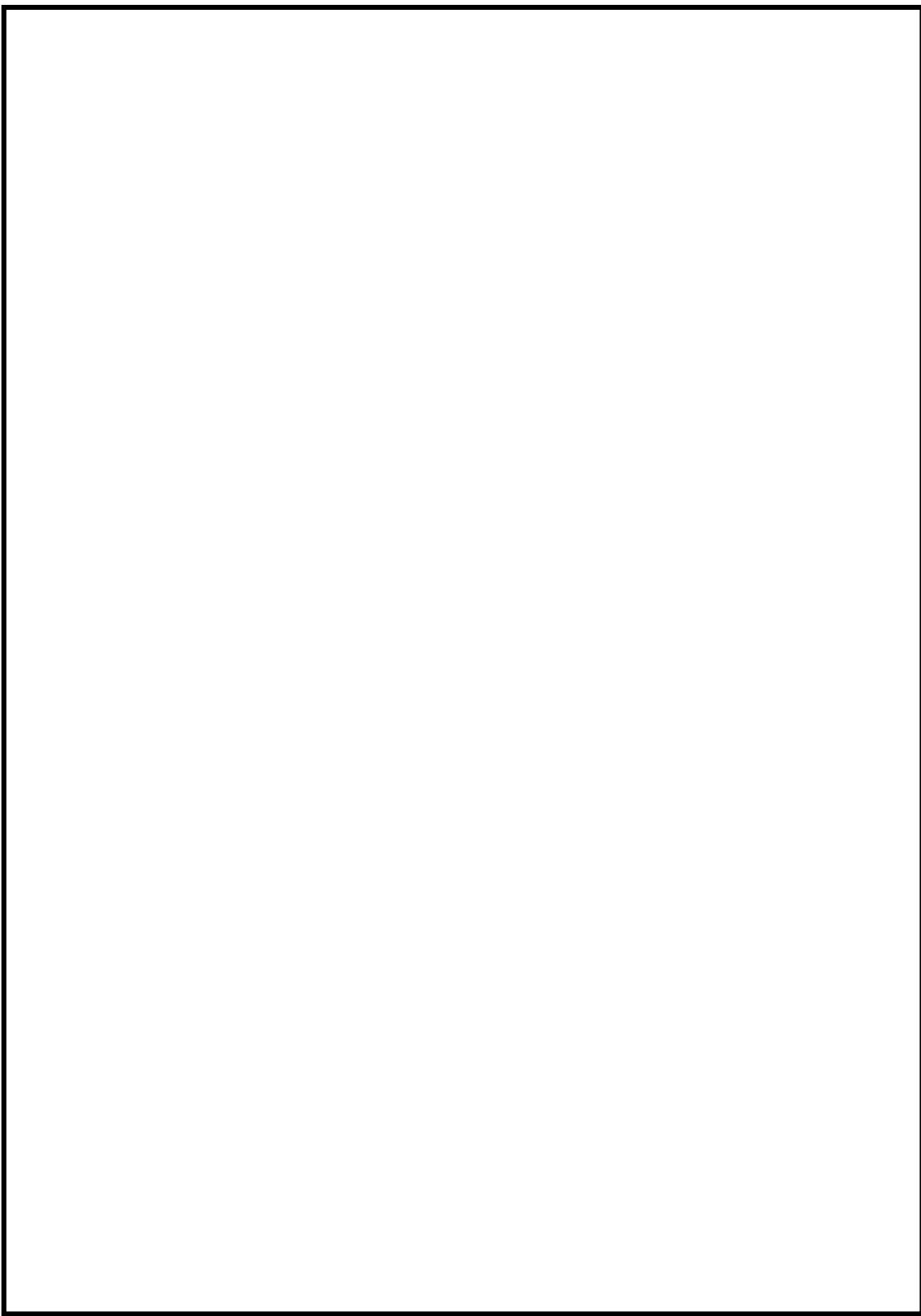
第 3-11-5 表 廃液ホールドアップタンク室における排気ダクト及び開口部の配置状況

ユニット	エリア名	開口部の状況	天井高さ [m]	排気ダクト				壁面開口部		天井面の開口部	感知器を兼用する隣接エリヤ
				排気口高さ [m]	断面積 [m <sup>2</sup> ]	風量 [m <sup>3</sup> /s]	風速 [m/s]	最上部の開口部高さ [m]	断面積計 [m <sup>2</sup> ]		
美浜 3号機	② A 廃液ホールドアップタンク室 B 廃液ホールドアップタンク室	壁面のみに開口部あり	6.4	1.0	0.23	0.58	2.1	5.4	0.046	隣接バルブ室等 天井面に開口部なし	隣接バルブ室等
			6.4	1.0	0.27	0.81	2.9	5.7	1.629		

廃液ホールドアップタンク室を含む火災区画には、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設に該当する設備が設置されているが、原子炉の安全停止に必要な機器等は既許可から変更のない1時間の耐火能力を有する隔壁等による分離、並びに、火災感知設備及び自動消火設備による系統分離対策が実施されている。また、放射性物質を貯蔵する機器等から放射性物質が漏えいした場合でも建屋をバウンダリとした当該火災区画外にある廃液処理系統及び換気空調系統により管理区域外への放射性物質の放出が防止できる。重大事故等対処施設については、廃液ホールドアップタンク室とコンクリート壁で分離され、十分な離隔距離があることから、火災による影響を限定できる。

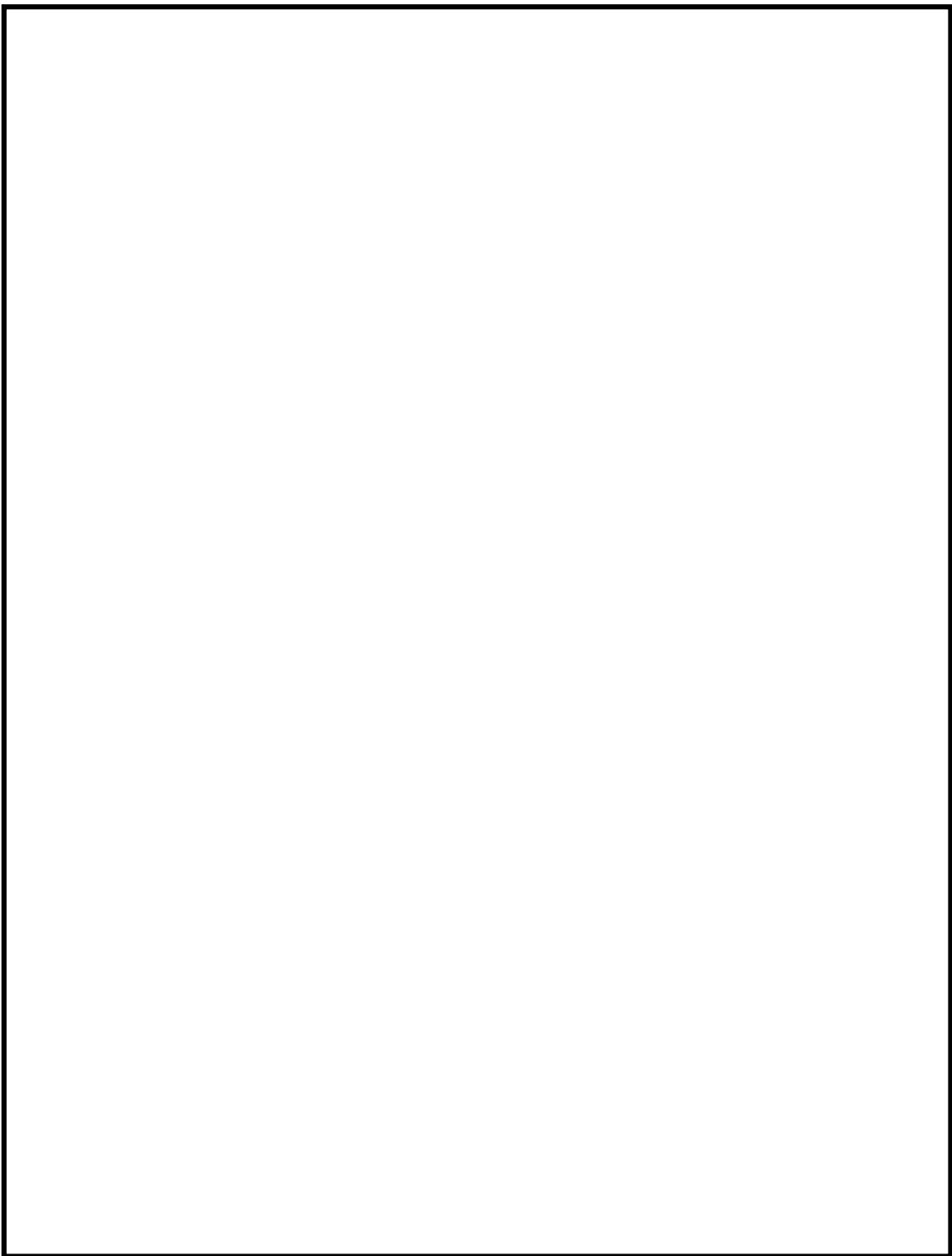
上記を踏まえ、当該エリヤで発生した火災を同一火災区画内に設置する感知器でもれなく確実に感知することにより、既工認から設計に変更のない初期消火活動に繋げ、同一火災区画内に火災の影響を限定することで、同一火災区画外の設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにするとともに、同一火災区画内において設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないようにすることができるため、設計基準②を満足していると評価する。

廃液ホールドアップタンク室の感知器配置を第 3-11-14 図に示し、火災時の熱及び煙の流れを第 3-11-15 図に示す。



第3-11-14図 廃液ホールドアップタンク室の感知器配置図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-11-15図 火災時の廃液ホールドアップタンク室の熱及び煙の流れ（断面図）

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

# 脱塩塔室及びフィルタ室の感知器設計に係る現地検証試験結果（1／3）

## 別紙

### 【開口部からの煙流動に関する現地検証試験】

火災による煙・熱の開口部からの流れを確認するため、比較的放射線量が低く立ち入りが可能な時期(にあつた高浜4号機C再生熱イオン交換器室において、煙発生装置（スマーケマシン）による煙流動に係る現地検証を行つた。結果を以下に示す。

### 検証結果

#### a. 実施日時

2022年8月18日（木）17:40～18:50  
(被ばくを考慮し、試験時間のみ屋内立入りにて対応)

#### b. 場所

高浜発電所4号機 C再生熱イオン交換器室

#### c. 実施方法

- 手順：脱塩塔室内でスマーケマシンにより煙を発生し、煙の挙動（上昇、滞留、拡散等）、隣接エリアへ向かう煙の流れの有無を検証。
- 給気ファン及び排気ファンの運転状況：運転中
- 開口部の位置：壁面に開口部あり（天井面はない）
- 煙の発生場所：入口部と奥側の2箇所
- 煙の発生時間：3分間

#### d. 検証結果

- ・排気ダクトによる排気の流れはあるものの、煙が滞留する状況になれば、煙は壁面の開口部を通して隣接エリアであるバルブ室に流れることを確認した。
- ・煙発生位置（入口部と奥側）による煙挙動の相違はなかった。

#### e. 考察

- ・火災規模が小さく煙の発生が少ない場合は排気ダクトから排気されるが、時間の経過とともに火災が進展し、煙が滞留する状況になつた場合は、壁面の開口部から隣接エリアであるバルブ室へ流出し、隣接エリアに基準どおりに設置した火災感知器により火災の感知は可能と評価できる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

## 脱塩塔室及びフィルタ室の感知器設計に係る現地検証試験結果（2／3）

### 【開口部からの煙流動に関する現地検証試験】

火災による煙・熱の開口部からの流れを確認するため、比較的放射線量が低く立ち入りが可能な時期にあつた高浜3号機A封水注水フィルタ室において、煙発生装置（スマーカマシン）による煙流動に係る現地検証を行つた。結果を以下に示す。

### 検証結果

#### a. 実施日時

2022年8月26日（水）14:55～16:00  
(被ばくを考慮し、試験時間のみ屋内立入りにて対応)

#### b. 場所

高浜発電所3号機 A封水注入フィルタ室

#### c. 実施方法

- 手順：フィルタ室内でスマーカマシンにより煙を発生し、煙の挙動（上昇、滞留、拡散等）、隣接エリアへ向かう煙の流れの有無を検証。
- 給気ファン及び排気ファンの運転状況：運転中
- 開口部の位置：壁面及び天井面に開口部あり
- 煙の発生場所：奥側1箇所
- 煙の発生時間：3分間

#### d. 検証結果

- ・排気ダクトによる排気の流れはあるものの、煙が滞留する状況になれば、煙は壁面の開口部を通して隣接エリアであるバルブ室に流れることを確認した。  
(天井面の開口部（ダクト貫通口）からの流出ではなく、壁面の開口部からバルブ室への流出を確認)

#### e. 考察

- ・火災規模が少く煙の発生が少ない場合は排気ダクトから排気されるが、時間の経過とともに火災が進展し、煙が滞留する状況になつた場合は、天井面の開口部より排気ダクトによる排気の影響を受けにくい壁面の開口部から隣接エリアであるバルブ室へ流出し、隣接エリアに基準どおりに設置した火災感知器により火災の感知は可能と評価できる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

## 脱塩塔室及びフィルタ室の感知器設計に係る現地検証試験結果（3／3）

### 【開口部からの煙流動に関する現地検証試験】

火災による煙・熱の開口部からの流れを確認するため、比較的放射線量が低く立ち入りが可能な時期(にあつた高浜2号機A蒸りゆう液脱塩塔室において、煙発生装置(スマーカマシン)による煙流動に係る現地検証を行つた。結果を以下に示す。

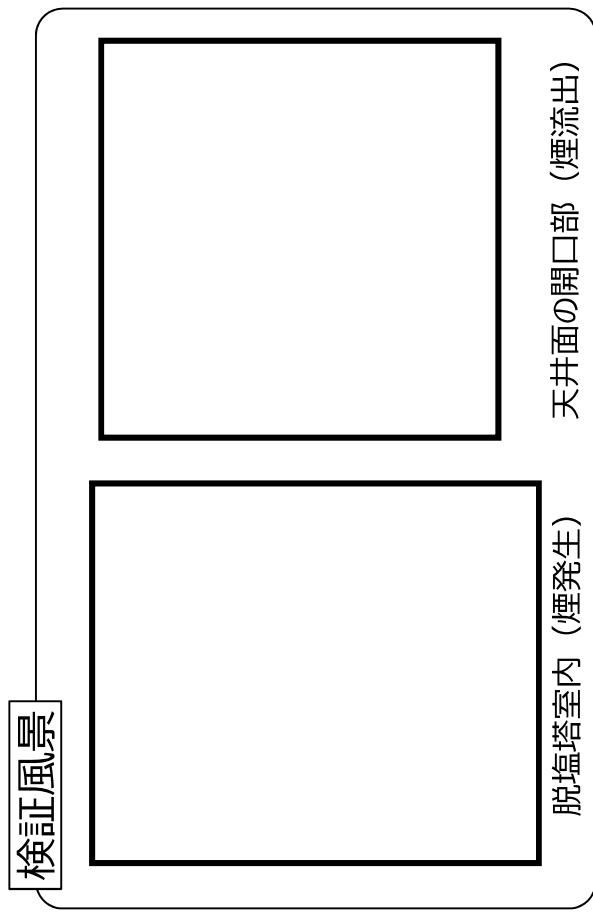
#### 検証結果

##### a. 実施日時

2022年9月14日 (水) 15:10～17:40  
(被ばくを考慮し、試験時間のみ屋内立入りにて対応)

##### b. 場所

高浜発電所2号機 A蒸りゆう液脱塩塔室



##### c. 実施方法

- 手順：脱塩塔室内でスマーカマシンにより煙を発生し、煙の挙動（上昇、滞留、拡散等）、隣接エリアへ向かう煙の流れの有無を検証。
- 給気ファン及び排気ファンの運転状況：運転中
- 開口部の位置：壁面及び天井面に開口部あり
- 煙の発生場所：奥側1箇所
- 煙の発生時間：3分間
- 煙の発生時間：3分間

##### d. 検証結果

- ・排気ダクトからの排気の流れはあるものの、煙が滞留する状況になれば、煙は天井面の開口部を通して隣接エリアである上室に流れることを確認した。
- ・M3冷却材脱塩塔室を模擬するため、壁面の開口部をすべて閉塞して試験を実施した結果、同様に天井面の開口部を通じて隣接エリアである上室に流れることを確認できた。

##### e. 考察

- ・火災規模が小さく煙の発生が少ない場合は排気ダクトから排気されるが、時間の経過とともに火災が進展し、煙が滞留する状況になつた場合は、壁面の開口部より排気ダクトによる排気の影響を受けにくい天井面の開口部から隣接エリアである上室へ流出し、隣接エリアに基準どおりに設置した火災感知器により火災の感知は可能と評価できる。また、熱についても煙と同様の流れになると考へる。

### 3-12 アニュラス及び1次系ケーブルチェイスの火災感知器設計について

本資料は、アニュラス及び1次系ケーブルチェイスの火災感知器の設計を説明する。

火災防護審査基準における火災区域、区画の設定において、美浜3号機のアニュラス及び1次系ケーブルチェイスはそれぞれ1つの火災区画として設定している。

今回、火災感知器の設計にあたっては、その環境条件及び機器の設置条件等を踏まえて個別に火災感知器の設計を行う。

#### 3-12-1 アニュラスの概要

アニュラスは、原子炉格納容器と外部しゃへい建屋の間の空間であり、原子炉格納容器電気配線貫通部が下部に存在している。また、天井高さは床面から20m以上の場所である。

#### 3-12-2 アニュラスの火災感知器設計

アニュラスの環境条件をもとにそれぞれの火災感知器の選定、設計の考え方について説明する。

##### イ. 設置する感知器等

アニュラスの環境条件等を踏まえ、使用する火災感知器の検討結果を第3-12-1表に示す。第3-12-1表のとおり、高天井エリアにおいては、様々な感知器等が使用可能であるが、アニュラスの現場施工性を考慮して、1種類目はアナログ式の煙感知器を選定し、2種類目は最上部のグレーチング面（グレーチング階段及び踊り場を除く。以下同じ。）から天井面までの高さが8m未満であることを踏まえ、最上部のグレーチング面を含め、天井面から8m未満の範囲にあるグレーチング面の監視にはアナログ式の熱感知器を選定し、それより下層の床面又はグレーチング面の監視にはアナログ式でない炎感知器を選定する設計とする。

なお、アニュラス内にある燃料移送管室については、考慮すべき環境条件がないことから、1種類目はアナログ式の煙感知器を選定し、2種類目はアナログ式の熱感知器を選定する設計とする。

##### ロ. 感知器等の選択理由及び設置方法

アニュラスは天井高さが床面から20m以上のエリアであり、炎感知器の設置は可能であるが、煙感知器と熱感知器は取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上のため、消防法施行規則第23条第4項第一号イにより設置することができないため、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法又は設計基準①を満足する方法で設置することができない。